

電波利用環境委員会報告

CISPR の審議状況及び 会議対処方針について

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会

令和 8 年 9 月 3 日

目次

1	検討事項.....	1
2	委員会及び作業班の構成.....	1
3	検討経過.....	1
4	国際無線障害特別委員会（CISPR）について.....	1
5	CISPR 会議の開催概要等.....	3
6	総会対処方針.....	4
7	各小委員会における審議状況と対処方針.....	8
(1)	A 小委員会.....	8
(2)	B 小委員会.....	12
(3)	D 小委員会.....	22
(4)	F 小委員会.....	26
(5)	H 小委員会.....	31
(6)	I 小委員会.....	34
8	検討結果.....	43
別添		44
1	基本的な対処方針.....	44
2	総会対処方針.....	44
3	各小委員会における対処方針.....	44
(1)	A 小委員会.....	44
(2)	B 小委員会.....	45
(3)	D 小委員会.....	47
(4)	F 小委員会.....	48
(5)	H 小委員会.....	49
(6)	I 小委員会.....	50

（参考資料）CISPR 規格の制定手順

（別表 1）電波利用環境委員会 構成員

（別表 2）CISPR A 作業班 構成員

（別表 3）CISPR B 作業班 構成員

（別表 4）CISPR D 作業班 構成員

（別表 5）CISPR F 作業班 構成員

（別表 6）CISPR H 作業班 構成員

（別表 7）CISPR I 作業班 構成員

1 検討事項

電波利用環境委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）のうち「CISPR 会議 対処方針」について検討を行った。

2 委員会及び作業班の構成

委員会及び CISPR 各作業班の構成は別表 1～7 のとおりである。

3 検討経過

- (1) 第 26 回 CISPR A 作業班（令和 8 年 7 月 31 日）
CISPR A 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (2) 第 29 回 CISPR B 作業班（令和 8 年 7 月 22 日）
CISPR B 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (3) 第 10 回 CISPR D 作業班（令和 8 年 7 月 31 日）
CISPR D 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (4) 第 31 回 CISPR F 作業班（令和 8 年 7 月 28 日）
CISPR F 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (5) 第 21 回 CISPR H 作業班（令和 8 年 7 月 24 日）
CISPR H 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (6) 第 21 回 CISPR I 作業班（令和 8 年 7 月 29 日）
CISPR I 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (7) 第 68 回 電波利用環境委員会（令和 8 年 8 月 19 日）
委員会報告及び報告の概要のとりまとめを行った。

4 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

(1) 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

CISPR は、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的として昭和 9 年に設立された組織であり、現在 IEC（国際電気標準会議）の特別委員会である。電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者等からなる各国代表のほか、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関も構成員となっている。現在、構成国は 42 カ国（うち 15 カ国はオブザーバー）（注）である。

CISPR において策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自己確認）【経済産業省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚生労働省】

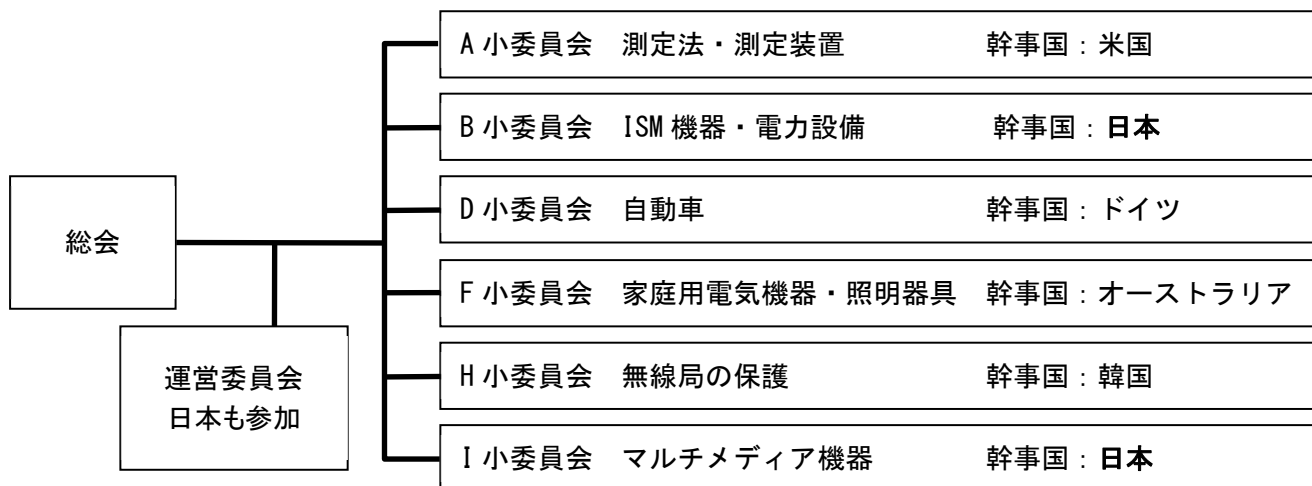
マルチメディア機器 VCCI 技術基準（自主規制）【VCCI 協会】

（注）オーストラリア、アゼルバイジャン、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、英国、米国、（オブザーバー：ペルー、ブラジル、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、インド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ポーランド、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、ウクライナ）

(2) 組織

CISPR は、年 1 回開催される全体総会とその下に設置される 6 つの小委員会より構成される。さらに、全体総会の下には運営委員会が、各小委員会の下には作業班 (WG) 及びアドホックグループ (ahG) 等が設置されている。

B 小委員会及び I 小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバに我が国の専門家も加わるなど、CISPR 運営において我が国は主要な役割を担っている。



ア B 小委員会及び I 小委員会の幹事

小委員会名	幹事及び幹事補	
B 小委員会	幹事 (Secretary)	河瀬 昇 (富士電機(株))
I 小委員会	幹事 (Secretary)	堀 和行 (ソニーグループ(株))
	幹事補 (Assistant Secretary)	雨宮 不二雄 (一財)VCCI 協会

イ 運営委員会への参加

委員会名	エキスパート
運営委員会	雨宮不二雄((一財)VCCI 協会)
	久保田文人((一財)テレコムエンジニアリングセンター)

5 CISPR 会議の開催概要等

(1) 開催概要

本年度の CISPR 会議は、令和 8 年 11 月 9 日から 11 月 20 日までの間、ドイツ ハンブルクにて開催される予定である。(D 小委員会については令和 8 年 10 月 6 日から 10 月 9 日までの間、米国 オースティンにて開催される予定である。)

我が国からは、総務省、研究機関、大学、試験機関及び工業会等から 46 名が参加する予定である。

(2) 基本的な対処方針

本年度の審議に際しては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項 6 及び 7 に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

6 総会対処方針

総会では、複数の小委員会に関連する事項について報告及び審議が行われる。現時点において CISPR から議題案は未着となっているところではあるが、過去の主な議題に倣い、同様の議論が行われればこれまでと同じ方向性で対処するものとし、その対処方針は以下のとおり。

(1) 40 GHz までの放射妨害波

令和元年の CISPR 上海会議において、40 GHz 帯までの基本測定法や許容値の導出については担当の A 小委員会、H 小委員会において検討が開始されているところ、総会では他の製品対応小委員会（B 小委員会、D 小委員会、F 小委員会、I 小委員会）に対しても進捗状況の報告を求めることが決定された。

これまで、A 小委員会では我が国からは周波数上限を 43.5 GHz へ拡張する提案がなされたが、WG 1 の第 7 アドホックグループ（ahG 7）及び WG 2 の第 8 アドホックグループ（ahG 8）における審議結果が出されるまでは、40 GHz までを周波数上限とすることとなっている。ahG 7 では CISPR 16-1-1 第 5 版 修正票 1 が FDIS に移行予定、ahG 8 では CISPR 16-2-3 の次回改定に向けた第 1 CD が回付予定、など検討が進められている。B 小委員会では 1 GHz から 18 GHz の許容値のうち、特に電子レンジの許容値の修正が検討されているが、家庭用電子レンジを CISPR 14-1 に移管する作業が F 小委員会で進められており、その作業が進むまで保留としている。D 小委員会では、周波数上限の 6 GHz までの拡張は CISPR 12 の第 8 版に向けた D/519/DC に含まれており、40 GHz 等への拡張は第 9 版で議論予定である。F 小委員会では許容値を 6 GHz まで拡張した CISPR 15 第 9.1 版が発行されており、また、CISPR 14-1 第 8 版に向けて、1 GHz 超の放射妨害波測定に APD 法の導入が検討されている。H 小委員会では、WG 1 にて IEC 61000-6-3 向けの 6 GHz から 40 GHz の許容値案が合意され、5G 保護のための緊急性を考慮して本件単独での CDV が発行予定である。H 小委員会 WG 8 の第 9 アドホックグループ（ahG 9）は、40 GHz までの許容値モデルを担当しているが、反射箱測定の許容値設定法についても検討が開始された。I 小委員会では、1 GHz から 6 GHz の放射妨害波に関して APD 測定法と許容値を含む CISPR 32 第 3 版の CDV 案が可決された。なお、APD 測定法に関しては、B 小委員会、F 小委員会、I 小委員会のそれぞれで、許容値における時間率の根拠に対する議論が進められている。

本件は、各製品群対応の小委員会における今後の GHz 帯の放射妨害波測定法と許容値の検討に関連するため、今回の総会でも、関係する各小委員会で協調して対処する。

(2) 装置数の増加

現在の CISPR の許容値は数十年に渡って運用されてきており、十分な許容値であるとの意見がある。一方、現在の CISPR 許容値は、一つの妨害源から発出されるものに対するものとなっているが、妨害源になりうる電子機器の普及により、一定の環境の中で稼働する妨害源の密度が高まってきていることから、妨害源の考え方、許容値、測定法の見直しの要否についての意見があり、CISPR 全体としての長期課題となっている。

本件に対しては、過去 3 編の関連文書（CISPR/1446/DC、CISPR/1497/DC、CISPR/1514/INF）が発行されているが「CISPR の許容値は隣家より到来するエミッションに対する無線保護を目的に定められており、自家に存在する機器からの

エミッションに対する保護を目的としたものではない」、「機器の使用者は自家の機器からのエミッションについては対策できるが、隣家の機器からのエミッションについては保護を必要とする」「CISPR は、今後は自家内での影響についても議論するのか、ゴールが曖昧である」との意見が出されている。

令和 5 年度の CISPR 総会后、装置数の増加による影響について検討を行うための作業班（WG）として CISPR/WG 4 が設立され、現在下記のパラメータ及び、各エキスパートによる実環境試験及びシミュレーションによる推定作業が行われている。

- ① 周波数一致性
- ② 指向性の一致性
- ③ 時間的一致性
- ④ 位置的一致性

今回の総会では、我が国は次の基本方針で対処する。

- ・装置数の増加による影響についての新技術報告書

令和 7 年の CISPR ニューデリー会議以降の審議で、CISPR/WG 4 の検討内容を新しい技術報告書（TR）として発行する方針が決定された。この TR 文書制定に向けた Q 文書の配布が予定されているため、意見があれば適切に対処する。

- ・各エキスパートによる実環境試験及びシミュレーション結果

各エキスパートで推進中の実環境試験及びシミュレーションの結果報告を聞き、意見があれば適切に対処する。

(3) 装置設置における迅速なエミッション確認法

令和 3 年の H 小委員会総会及び全体総会において、ノルウェー国内委員会（NC）より装置の設置前後の EMC 状態の評価のための簡便な測定法のガイダンスを含む技術報告書の作業を開始する提案があった。これに対し我が国は、CISPR 規格においては、以下の点についてコメントした。

- ・一般の機器の設置者が設置の前後でその電磁環境を評価することは要求していない。
- ・B 小委員会で規定する設置場所測定では、現在、測定法の規格を作成しているが、測定機器は CISPR 規格に適合する必要がある。

総会や運営委員会の議論を経て、A 小委員会（測定装置及び測定法）、B 小委員会（in situにおけるエミッション測定）、H 小委員会（許容値及び共通エミッション規格）で JWG を組織（A 小委員会がこの JWG を主導）し、装置設置前後の迅速な EMC チェック（Rapid emission check）のためのガイダンスを提供するよう提案が行われた（CISPR/1476/DC）。JWG 発足は承認され（CISPR/1485/INF）、A 小委員会に JWG 9 が設置され、令和 5 年 7 月に第 1 回となる JWG 9 オスロ会議が開催された。

オスロ会議では、「システム設置後の EMC 障害増加」、「設置者によるシステム EMC の確認必要性」について言及されており、欧州におけるシステム設置後のコンプライアンス遵守について、今後の法令化動向に注視する必要がある。

その後、以下の会議が開催され、システム設置後の測定法ガイダンスの TR 案が議論されている。

- ・第 1 回：オスロ会議（令和 5 年 7 月 5 日-6 日）
- ・第 2 回：オンライン会議（令和 5 年 10 月 7 日）

- ・第3回：オンライン会議（令和5年12月4日）
- ・第4回：シドニー会議（令和6年2月19日-20日）
- ・第5回：ロンドン会議（令和6年6月25日-26日）
- ・第6、7、8回：オンライン会議
（令和6年10月2日、10月9日、11月26日）
- ・第9回：リレサン会議（令和7年7月31日、8月1日）
- ・第10回：オンライン会議（令和7年11月25日）
- ・第11回：オンライン会議（令和8年3月25日）
- ・第12回：オンライン会議（令和8年5月5日）

我が国は、当初はプロジェクトの拙速な立ち上げには反対しており、JWG 発足にも反対したが、現在はエキスパートが参加して議論に積極的に参画している。

令和6年の会議では、A小委員会に先立ってJWG 9のオンライン会議が開催され、装置の設置事業者がRapid emission checkに取り掛かるためのフローチャート、無線業務データベースなどの情報ソースなどに関する修正がCD案に加えられた。我が国からは、伝導妨害波測定が必要となる電磁干渉事例について附則書案として提案し、CD修正案へ採用されることとなった。

令和6年10月のA小委員会（東京会議）では、放射測定と非侵襲性伝導測定に焦点を当てたCD案が、A/1462/DCとして令和7年1月24日にIEC事務局より配布された。

本ガイダンスに対しては、B小委員会WG 7に我が国から提案して設置場所測定法（CISPR 37 CD文書）に採用されているPreliminary measurement methodが盛り込まれる予定となっている。

また、第9回会議では、英国から本ガイダンスをTS化する提案が行われたが、我が国から本ガイダンスは当初方針のTR化を支持し、TS化には反対する寄書を提出して、これに合意が得られている。その後、令和7年9月に田島委員が新コンビーナに就任した。

第10回から第12回の会議では、本TR化のIEC公式プロジェクトとしての支持を評価するQ文書（A/1511/Q）が各国NCに令和8年7月末を締切として回付された。本Q文書が可決されればCDステージが開始予定である。

今回のCISPR総会では、A小委員会より第10回から第12回までの会議の審議結果とQ文書の結果が報告される予定であり、JWG 9の今後の活動の進め方について確認する。

本課題は太陽光発電システム等のエミッション測定において考慮すべき、「システム一体」としてのEMC評価法にも直結する課題であることから、我が国としても積極的に議論に参画し課題の明確化と方向づけに取り組む。また、我が国は本プロジェクトをサポートしていることから、シンプルで使いやすいTR（技術報告書）となるよう議論に参加して対処する。

(4) 無線機能を備えた機器

エミッション測定における無線機能を備えた機器の取り扱いは、製品群委員会ごとに差異がある状況となっている。

無線通信機能については、CISPR/1432/INFにおいてCISPRの対象外とすることが確認されている一方、令和6年11月に発行されたCISPR/1525A/INFでは、以下の論点が指摘されている。

- ・CISPR規格の適用範囲外とすべきその他の発射としては、CISPR/1432/INFで

は、意図的な送信とスプリアス発射は言及されているが、帯域外発射は言及されていない。

- ・相互変調による Combination emissions の取り扱いは、CISPR 全体として決定する必要がある。
- ・無線機能に関する用語が CISPR/1432/INF で提供されていない。

このため CISPR/1525A/INF では、以下等を提案している。

- ・特定の製品群または製品規格の本文に「ITU-R によって定義される無線送信機からの意図的な送信（不要発射を含む）には適用しない。無線機器／モジュールからのエミッションと、非無線部分からのエミッションによる Combination emissions は許容値の対象となる。」を追加すべき。
- ・無線機能に関する定義を提供。

その上で同文書は、EMC 規格（IEC または CISPR）の対象となるエミッション周波数を特定する際に、意図的な送信（不要発射を含む）を EUT のその他の無線妨害スペクトルから分離できないことを課題として挙げ、これは全ての製品規格に影響する事項であるが、測定方法に関わることから A 小委員会がこの新規プロジェクトを主導することを提案した。

これを受け、A 小委員会は新たな合同アドホックグループ 10（JahG 10）を令和 8 年に設置し、日本からは F 作業班の山下氏が参画することとなった。

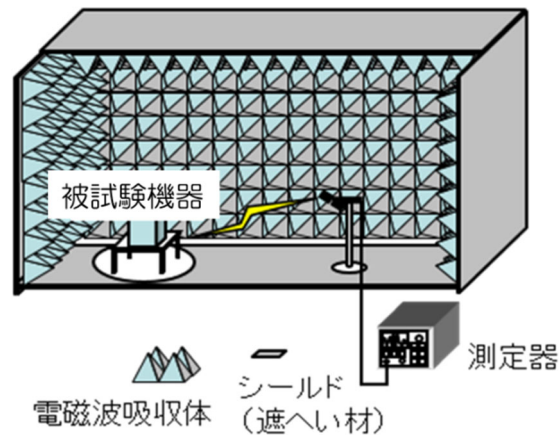
本件は、全ての CISPR 小委員会に関わる事項であることから、関係する各小委員会で協調して対処する。また、日本からエキスパートが参画して対応していく。

7 各小委員会における審議状況と対処方針

(1) A 小委員会

(妨害波測定装置や妨害波測定法の基本規格を策定)

A 小委員会は、妨害波の測定装置及び測定法に関する一般的事項の審議を行う小委員会である。A 小委員会では具体的な許容値は審議されず、A 小委員会で規定された測定法及び測定装置を前提として、B 小委員会から I 小委員会（製品群を担当する委員会）において、妨害波許容値及び各製品・製品群固有の測定手順が審議される。A 小委員会には、第 1 作業班（WG 1）及び第 2 作業班（WG 2）の 2 つの作業班が設置されており、WG 1 は、電磁両立性（EMC）測定装置の仕様を、WG 2 は、EMC 測定法、統計的手法及び不確かさを担当している。



電波半無響室(SAC)における放射妨害波測定の場合

現在の主な議題は、①18 GHz～40 GHz の測定装置及び測定法の検討、②30 MHz 以下の周波数帯における放射妨害波測定及び新たな測定法や測定装置の提案及び現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映、③VHF-LISN の仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映、である。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおり。

ア 18 GHz～40 GHz の測定装置及び測定法の検討

(ア) 審議状況

18 GHz から 40 GHz までの周波数帯における RF エミッション測定法と許容値の検討の是非を問う Q（質問票）文書(CISPR/1374/Q)への各国国内委員会(NC)の回答が、CISPR/1379/RQ にまとめられた。それらの意見によって、CISPR は 18 GHz から 40 GHz までの周波数帯における放射エミッション測定法と許容値の検討を進めるべきという結果となった。CISPR 上海会議のアクションアイテムにより、アドホックグループ設立に向けた Q 文書(A/1347/Q)が発行され、測定装置に関するアドホック (ahG 7)、及び測定法・測定不確かさに関するアドホック (ahG 8) がそれぞれ設立され、我が国からも複数のエキスパートを各アドホックに登録し、積極的な寄与を行っている。

A CISPR 16-1-1

18 GHz から 40 GHz の測定装置の仕様に関しては、ahG 7 において、原案となる第 1 CD (A/1381/CD)、第 2 CD (A/1410/CD) 発行の後、CDV (A/1469/CDV) に移行し、賛成多数で可決した。今後、FDISに移行予定である。なお、我が国から提案した上限周波数の 43.5 GHz までの拡張については、ペンディングとなっている。不連続ディスターバンスアナライザの記述の明確化 (A/1435/CDV) については、CDV が 100 %賛成で可決したため FDIS に移行する予定である。

B CISPR 16-1-4、-5、-6

CISPR 16-1-4 での 18 GHz から 40 GHz のサイト評価方法に関しては、ahG 7 において、TD (Time-domain) SVSWR 法、Vector SVSWR 法、MF (Mode Filtering) SVSWR 法、改良 SVSWR 法及び従来の SVSWR 法の 5 つの方法が提案されており、前回会議においてはそれぞれの方法に基づく CD の作成に向けて、DC 案を作成することとなった。また、我が国からは 18 GHz までの SVSWR 法により基準に適合するサイトであれば、18 GHz から 40 GHz までのサイト評価は省略可能であることを、巡回試験 (RRT) による検証結果とともに報告している。令和 7 年 6 月の ahG 7 の議論において DC 文書の作成と並行して巡回試験 (RRT) を行うことになり、我が国も参加する予定である。CISPR 16-1-5 における 18 GHz から 40 GHz のアンテナ校正サイト及びリファレンスサイトについては ahG 7 にて DC 案が議論されている。

CISPR 16-1-5、16-1-6 では、Calculable ループアンテナに関して CDV に進むことが決定した。

C CISPR 16-2-3

CISPR 16-2-3 での 18 GHz から 40 GHz の放射妨害波測定方法については、令和 5 年の CISPR ロンドン会議において、12 項目の修正課題が合意されている。ahG 8 では現在、EUT ボリュームなどを規定した測定法案が提案され審議されている。今回の会合において CD 案を審議する予定となっている。

(4) 対処方針

A CISPR 16-1-1

18 GHz から 40 GHz の測定装置の仕様に関しては、次のステージが FDIS となることが決定しているが、現時点では未発行であり、会議までに FDIS 未発行の場合は、進捗を確認する。FDIS 発行の場合は各国投票締め切り前に会議が開催されると見込まれるため、追加の情報があれば報告を聞き対応する。FDIS に移行する予定となった不連続ディスターバンスアナライザの記述の明確化に関しては、報告を聞く。

B CISPR 16-1-4、-5、-6

CISPR 16-1-4 での 18 GHz から 40 GHz のサイト評価方法に関しては、ahG 7 が担当しているが、現時点においては WG 1 及び A 小委員会の議題に表れるに至っていない。今後、A 小委員会及び WG 1 のアジェンダに追加され次第、我が国としての意見を述べる。CISPR 16-1-5 における 18 GHz から 40 GHz のアンテナ校正サイト及びリファレンスサイトの CD 案については、必要に応じて意見を述べる。CISPR 16-1-6 における 18 GHz から 40 GHz のアンテナ校正に

についても CD 案を作成するため、意見があれば議論に参加する。CISPR 16-1-5 及び 16-1-6 の Calculable ループアンテナについては、CDV に移行することから、報告を聞き必要に応じ意見を述べる。

C CISPR 16-2-3

18 GHz から 40 GHz の放射妨害波測定方法に関しては、ahG 8 にて CD 案を作成しており、A 小委員会及び A/WG 2 にて報告が行われる予定であることから、報告を聞き、必要に応じ意見を述べる。

イ VHF-LISN の仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映及び新たな測定法や測定装置の提案及び現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映

(7) 審議状況

主な審議事項は下記のとおり。

A CISPR 16-1-6 にタイムドメイン測定の追加の改定案検討

平成 29 年の CISPR ウラジオストック会議において、米国より新たなタイムドメイン測定法の検討の必要性が提案され、平成 30 年の CISPR 釜山会議において新規プロジェクトの開始が決定した。本プロジェクトにおいては、CISPR 16-1-4、-5、-6 の三つの DC 案（規範的附則）が作成された。CISPR 16-1-4、-5、-6 の三つの DC 案に関する寄書の要点が以下の通りである。

- ・ 16-1-4: ANSI C63.25.1 の 1~18 GHz SVSWR タイムドメイン法を導入
- ・ 16-1-5: 5.3.4 のタイトルを「1 - 18GHz の時間領域法を適用した FAR の代替検証」とし、ANSI C63.25.1 の方法に従った記述に入れ替え
- ・ 16-1-6: 新しいセクション 7.6 「200 MHz から 18 GHz までの VNA 時間領域機能を使用したサイト挿入損失」を追加

前回 WG 1 ダラス会議にて、第 2 DC 文書を各規格において作成することが決定した。

B 2 つの均質アンテナを用いた標準アンテナの新たな概念

平成 29 年のウラジオストック会議において、日本より 2 アンテナ法 (2AM) を CISPR 16-1-6 に付加する提案を実施し、平成 30 年の釜山会議にて、韓国より 2 つのアンテナの同一性のデータが提出され、日本より寄書を提出した。議論の結果、Standard Antenna と 2 アンテナ法 (2AM) は区別して議論を進めることのできることを得ており、CISPR 16-1-1 に追加を検討することとなった。

我が国が本追加に関する DC 案及び Note 案を作成することとなっており、藤井委員の提案に基づく Homogeneous アンテナによる 2 アンテナ法の Note 案は、前回 WG1 ダラス会議にて、当該 Note は最も主要な第 1 段落のみとし、さらに ANSI C63.5 を参照する旨明記することとなり、CDV に進むことが決定した。

また韓国提案の C-SAM 法による 1 GHz 以上のアンテナ校正法の提案については、CDV に進むことが決定した。

C VHF-LISN 仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映

現在、A 小委員会と I 小委員会による A/I JahG 6 において検討が進められている。VHF-LISN 仕様の CISPR 16-1-4 (第 5 版) への追加については、

VHF-LISN に関する仕様のほか、電源ケーブルの終端装置としての技術要求、巡回試験（RRT）結果等の追加が含まれる第 2 及び第 3 CD が発行され、我が国はこれらに賛成の立場をとってきた。前回会合では VHF-LISN の仕様、電源ケーブルの終端装置としての技術要求等の CISPR 16-1-4 への追加に関する CDV 及び FDIS が可決し、令和 7 年 10 月に IS が発行された。

CISPR 16-2-3（第 5 版）におけるケーブル終端（第 1 フラグメント）及びケーブル配置の明確化（第 2 フラグメント）の議論については、両フラグメントの DC 文書を発行することになった。引き続き A/I JahG 6 にて審議中である。

D Rapid emission check of installations の TR 規格化

令和 3 年 CISPR 総会にてノルウェー国内委員会（NC）より提案のあった、装置が設置された状態で詳細な分析が必要かどうか判断するための迅速なエミッション確認法（Rapid emission check of installations）について、DC 文書（CISPR/1476/DC）に対する各国 NC からの回答を踏まえて運営委員会において検討された。その結果、令和 4 年サンフランシスコ会議にて、A 小委員会、B 小委員会及び H 小委員会の合同作業班（JWG 9）を設置し、各国意見を踏まえて TR 規格化を検討することが承認された。

これまで 5 回の会議が開催され、迅速なエミッション確認法が必要となるシナリオの作成、伝導妨害波及び放射妨害波測定法の周波数範囲並びに測定法の原案作成が進められている。

また、B 小委員会 WG 7 で議論中の設置場所測定法（CISPR 37 CD 文書）に、日本から提案し採用されている Preliminary measurement method を本 TR 案へも提案し、盛り込まれる予定となっている。

令和 6 年 10 月 2 日及び 9 日において開催された JWG 9 オンライン会議（第 6 回会議、第 7 回会議）では、CD 案の議論が継続され、装置設置者が Rapid emission check に取り掛かるためのフローチャート作成、無線サービスデータベースなどの情報ソースについて修正が加えられた。日本からは、伝導妨害波測定が必要となる電磁干渉事例を附則書案として提案した。

現時点における進捗は次の通りである。

- ・ 新コンビーナに田島委員が就任した（令和 7 年 9 月）。
- ・ DC 文書（A/1462/DC）が令和 7 年 1 月に回付された。
- ・ 放射測定と非侵襲伝導測定に焦点を当てる。
- ・ CISPR A 及び ITU の出版物を参照し、また計測器メーカーのガイダンスの参照も検討している。
- ・ DTR ステージは各国投票（Q 文書）で否決されたため、CD ステージについて各国投票（Q 文書）が集約中である（令和 8 年 7 月末締め切り）。

(イ) 対処方針

A CISPR 16-1-6 にタイムドメイン測定の追加の改定案検討

タイムドメイン測定の追加については、第 2 DC 文書を発行予定であるが、現時点では未発行であるので、進捗を確認し議論があれば参加する。

B 2 つの均質アンテナを用いた標準アンテナの新たな概念

Homogeneous アンテナによる 2 アンテナ法の Note 案については、CDV に進

む予定であるため、進捗を確認し必要に応じ意見を述べる。C-SAM 法についても CDV に進むことが予定されていることから、進捗を確認し必要に応じ意見を述べる。

C VHF-LISN の仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映

VHF-LISN の仕様、電源ケーブルの終端装置としての技術要求等の CISPR 16-1-4 への追加については、IS が発行された。CISPR 16-2-3 におけるケーブル終端（第 1 フラグメント）及びケーブル配置の明確化（第 2 フラグメント）については、いずれも DC 文書を発行することになっているため、A 小委員会及び A/WG 2 におけるそれらの報告に対し、適宜意見を述べる。

D Rapid emission check of installations の TR 規格化

DC 文書（A/1462/DC）に対し、我が国はシステムレベルの EMC 対応（迅速なエミッションチェック）をガイダンスする文書は有用であるという考え方により、TR 発行を支持し修正案提案のコメントを送付した。進捗を聞き、我が国の意見を述べる。

CD ステージについて各国投票（Q 文書：令和 8 年 7 月末締め切り）へは支持する立場であり、CD 案作成に向けサポートする。

(2) B 小委員会

（ISM（工業・科学・医療）機器、電力線及び電気鉄道等からの妨害波に関する規格を策定）

B 小委員会では、ISM（工業・科学・医療）機器並びに重電産業機器、架空送電線、高電圧機器及び電気鉄道からの無線周波妨害波の抑制に関する許容値及び測定法の国際規格の制定・改定を行っている。B 小委員会には第 1 作業班（WG 1）、第 2 作業班（WG 2、令和 8 年からは MT 2 に移行済）及び第 7 作業班（WG 7）の 3 つの作業班が設置されている。WG 1 は、ISM 機器からの無線周波妨害波の許容値、標準の測定場における測定方法及び測定の負荷条件等、WG 2 は、電気鉄道を含む高電圧架空送電線、高電圧の交流変電所及び直流変換所等からの無線周波妨害波、そして WG 7 は、ISM 機器の設置場所測定の詳細な方法及び大型大電力機器の測定方法を担当している。

令和 6 年 2 月に、CISPR 11「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値と測定法」の第 7 版が発行されたことから、将来の改定案に関する審議が開始されている。今回の改定に含まれなかった電気自動車用 WPT に関しては、第 7.1 版に含めることに向けての検討が進められている。それ以外の検討項目に関しては第 7.2 版（あるいは第 8.0 版）を想定して審議を進めるとされている。なお、無線ビーム（空間伝送型）WPT の測定法に関しては公開仕様書（PAS 38）として公開されている。

技術報告書 CISPR TR 18「架空電力線、高電圧装置の妨害波特性」では、TR 18-1 及び TR 18-2 の改定が計画されている。CISPR 37「工業、科学、医療用装置からの妨害波の設置場所測定方法及び大型大電力機器の測定方法」は、5 年間のプロジェクト期間で規格が完成できなかったことから、改めて規格の方向性に関する意見照会が行われている。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおり。

ア CISPR 11「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値と測定法」の改定

(7) 審議状況

B小委員会では、平成29年に各国に対して第7.0版に向けた改定作業項目の意見照会が行われ、早期改定が必要な項目をフラグメント化して検討が進められてきた。第7.0版への改定では、ワイヤレス電力伝送に関する記述などへの反対により、一旦はFDISが否決されたものの、その後の修正を経て、令和6年2月にISとして発行されている。

第7.0版の発行後は、令和6年のWG1会議にて、検討すべき項目が整理され、すでに別のチームで検討しているWPT関連を除き、項目毎に少人数のタスクフォース(TF)が設置された。また、令和6年11月のB小委員会総会では、Bernd Jaekel氏(ドイツ)がWG1のコンビーナとなることが承認され、WG1の活動報告では、各TFは以下の通り検討中であることが説明された。これらの項目及び既存のahG3(DC電源ポート)は第7.2版または第8.0版を目指して検討を進めてきた。

TF2(有線ネットワークポート): 有線ネットワークポートを除く既存の他のポートからのエミッション要件は、グループ・クラスごとに異なっているが、有線ネットワークポートも同様とすべきかはまだ結論が出ていない。

TF3(直流電源ポート): 直流電源ポートに関して、最大のエミッションが測定できるセットアップを開発する必要がある。

TF4(GCPCとPCEの用語の正しく一貫性ある使用法): GCPC及びPCEの用語に関して、一貫性のある用語の使用について整理が完了し、次のCISPR 11の改定に反映する。

TF5(CISPR 11の適用範囲): CISPR 11の適用範囲について、次回のWG1で提案が審議される。

TF6(床置型と卓上型などの定義、最適な試験法): EUTのセットアップについて、床置型と卓上型などの定義、最適な試験法に加え、壁付け型や天井吊り下げ型など他の設置条件に関しても記述が必要とされており、次回のWG1で検討する。

TF7(1-18 GHzの許容値): CDV及びFDISへのコメントから、グループ2の機器、とりわけ電子レンジに関して修正を検討する必要があるとあり、次回のWG1でいくつかの提案を検討する。

なお、F小委員会より、家庭用電子レンジの規格をCISPR 14-1へ移管したいという提案があり、令和3年のB小委員会総会にて移管作業をWG1で進めることとしたが、二重作業を避けるため、F小委員会側の作業が進むまで保留としている。

また、我が国が維持を強く要望していた、第6.2版から第7.0版への改定時に削除された旧附則書Hに関しては、旧テキストがそのままの形でB小委員会のダッシュボードに置かれ、「CIS/B Supporting Document」として自由にダウンロード可能となっている。

この他、吉岡氏(日本)より、30 MHz以下の磁界測定でのアンテナ方向について、基本規格の16-1-4及び16-2-3に合わせてX方向とY方向にZ方向を加えた3方向とすることをWG1に提案したい旨の意見があった。

令和 6 年 12 月の WG 1 会議で TF で検討してきたテキストを整理し、DC を回付する方針が了承され、以下の 3 件の DC が回付された。令和 7 年 7 月の WG 1 会議では、特に、B/859/DC への個々の国内委員会（NC）コメントに対する見解の作成の議論が進められたが、時間内に完了しなかった。

B/857/DC：グループ 2 機器の 1-18 GHz の許容値

B/858A/DC：IT 電力網（接地なし）の伝導測定

B/859/DC：CISPR 11 の次版

令和 7 年の B 小委員会総会では、WG 1 コンビーナより、CISPR 11 の改定作業のうち、EV 用 WPT 以外の課題の検討状況として、WG 1 の担当課題のうち、①TR 28（割当周波数内における 工業・科学・医療装置の妨害波レベルのガイドライン）の統合、②エミッション最大条件達成方法、③本規格の適用範囲の改定、④住宅環境用の電子レンジの CISPR 14-1 への移管、⑤床置き・壁付け・天井設置機器の測定方法の明確化、⑥グループ 2 機器の 1 GHz 超の測定法の見直し、⑦同じポートが多数ある EUT の合理的な測定法、⑧ IT(非接地系)ネットワークの伝導妨害波測定に関する問題、などについて上記 3 件の DC 文書を回付し、今後審議を進めることが報告された。

また、大型医療機器の 1 GHz 超の測定において、ターンテーブル上への吸収体の設置が困難となるなどの状況が課題として報告されており、現在行っていない 1 GHz 超の周波数でのハイトスキャンも検討している。今後 A 小委員会と連携して課題に対処したいとの報告があり、大型機器の 1 GHz を超える周波数での試験場測定法に関して、WG 1 が A 小委員会へ連絡することとされた。

(イ) 対処方針

A ワイヤレス電力伝送システム（WPT）

「エ ワイヤレス電力伝送システム（WPT）の検討」において記載。

B CISPR 11 の全般的な改定

以下の対応を行う。

- ① WG 1 コンビーナの活動報告を聞き、CISPR 11 の将来計画が進展する方向で対応する。
- ② B/884/INF（WG 7 で検討してきた in situ 測定をいったん CISPR 11 に付属させ、まとまった段階で分離して CISPR 37 とするアイデア）及び B/885/INF（産業用ロボットの EMC 測定のガイド）には、検討が進展する方向の提案に賛成の立場で対応する。
- ③ ahG 3 コンビーナの報告を聞き、ahG 3 の活動を支持する。
 - ・ B/887/DC への各国の対応を確認する。
 - ・ TC18 が提案したコモンモード電圧測定法の実現可能性を確認するための測定キャンペーンの結果が集約されていれば、それに関する今後の活動について報告を聞く。今後の活動に関して状況を見て対処する。
- ④ ahG 4 コンビーナの報告を聞き、CISPR 11 の修正票 1（AMD 1）の早期発行を推進するべく対応する。特に遅れているフラグメント 4 及び 5 については、CISPR 11 第 7 版の AMD 1 の計画から外し、第 8 版以降の AMD へ計画変更するよう提案する。

- ⑤ JWG 9 共同コンビーナの報告を聞き、適切に対応する。

イ 技術報告書 CISPR TR 18「架空電力線、高電圧装置の妨害波特性」の改定

(7) 審議状況

令和元年の CISPR 上海会議以降、220 から 765 kV 送電線における無線障害の巡回試験(RRT)の結果等が提供されており、これまで中国における 1000 kV 送電線の無線干渉(RI)プロファイルを TR 18-1 の附則へ追加することや、関連文書の参考文献への記載等の提案がなされている。

新型コロナウイルスの影響により令和 2 年から令和 4 年の間は WG 2 の開催は見送られていたが、令和 5 年の B 小委員会総会から活動が再開され、新たな課題案として、スマートパワーグリッドに関するギャップ分析及び環境の見直し項目の提案がなされている。

令和 6 年の WG 2 会議では TR 18-1 (架空送電線及び高圧装置の妨害波特性 Part 1: 現象の解説) 及び 18-2 (同 Part 2: 許容値設定に関する測定法と手順) のメンテナンス作業開始の賛否を問う Q 文書 (CIS/B/847/Q) の回付の報告があった。これに対し、田邊氏 (日本) より、TR 18-1 に関する懸念事項として、無限長の単導体に関するシミュレーション結果の E/H 比が 120π と一致しないことが示されていること、ロッドアンテナ導入に関する懸念事項として、実測データの違い、統計分布の違い、草木の影響、雨滴によるアンテナ先端からの放電などが指摘された。また、新たな課題については、TR 18-2 の適用範囲外となっている低圧 (LV)、電力ケーブル、スマートパワーグリッドの検討が提案された。太陽光発電設備からの EMC に関するガイドラインの情報が提供されたが、この問題は次回の会合で議論することになった。Q 文書はその後可決され、TR 18-1、18-2 のメンテナンス作業開始が承認された。

令和 7 年 4 月の WG 2 会合においては、WG 1 及び WG 3 議長の吉岡氏 (日本) より、低圧直流 (LVDC) システムの EMC 要件について、WG 2 との連携したい旨の依頼があり、WG 2 議長は、1 kVA 未満の LVDC が WG 2 のスコープ内かを確認することとなった。また、TR 18-1 と 18-2 のメンテナンスについては、田邊氏 (日本) をプロジェクトリーダーとしたメンテナンスチーム (MT) を発足させる方向となった。

令和 7 年 7 月の WG 2 会合では、TR 18-1、18-2 のメンテナンスに向けた Review Report の案の提示と、TR 18-1 は 1000 kV 架空送電線のデータや無限長の単導体における E/H 比に関する最新情報の追加、TR 18-2 は、誤記や軽微な文章の修正のみ行う方針、また、早期に Review Report を CISPR B 小委員会幹事に送付して回付することを含む作業計画が提案された。これに対し、WG 2 議長は、ロッドアンテナの適用に関する記述を追記すべきと主張するとともに、次回 CISPR B 小委員会総会において、現在令和 7 年となっている TR 18-1 及び TR 18-2 の安定期日の延長を依頼し、スケジュールを見直すことを提案した。ロッドアンテナの導入とスケジュールの見直しについては、次回会議にて、再度議論することとなった。

令和 7 年の B 小委員会総会では、WG 2 の活動状況が報告された。TR 18-1 及び TR 18-2 の改定作業については、田邊氏 (日本) をプロジェクトリーダー候補として、作業開始準備を進めているが、TR 18-2 については技術的な反対意見があり、議論中であることが報告された。B 小委員会議長は、TR

18-1 と 18-2 の改定作業を進めるべきとした。また、新規検討項目として、スマートグリッドと電気鉄道に関する課題が検討中であることが報告された。これらについては、別途提案があれば WG を設置できるとされた。一方で、CISPR 運営委員会で課題とされた改定作業のみの WG を MT へ移行すべきとされたことを根拠に、令和 8 年から WG 2 を MT 2 へ変更することが合意され、現在、田邊氏（日本）をプロジェクトリーダーとする TR 18-1、18-2 の改定作業が進行中である。

(4) 対処方針

B 小委員会総会では、開始された TR 18-1、18-2 のメンテナンス作業について、B/880/RR、B/881/RR との整合性に留意する。技術的検討が不十分であるため、ロッドアンテナによる測定法の早急な導入が議論される場合には、引き続き反対の立場で対処する。スマートグリッドなど新たな作業項目が提案された場合には、新規 WG を立ち上げることを前提とし、運営委員会での SyC (System Committee) Smart Energy への確認結果や我が国への波及効果などを踏まえて対処を行う。

ウ WG 7 (ISM 機器の設置場所測定法及び大型で大容量大電力装置の測定法)

(7) 審議状況

平成 28 年の CISPR 杭州会議にて、中国、韓国からの要望を受けて、設置場所測定及び大型大容量（大電力）装置測定を検討するためのアドホックグループ (ahG) が設置された。その後、令和元年 10 月の CISPR 上海会議にて、現行の CISPR 11 では、設置場所 (in situ) での測定が必要となる大型・大容量の ISM 機器に関する測定方法が明確でないことから、ahG の代わりに第 7 作業班 (WG 7) が新設され、新規格 CISPR 37 を作成することとなった。

活動当初の WG 7 では、以下を合意している。

- ① 本規格は標準の試験場では試験できない ISM 機器に適用する。具体的には、機器の最終設置場所や使用場所での in situ 測定、及びこれ以外の一定の要件を満たす defined site での atypical equipment (非定型機器) の測定を扱う。なお、defined site の評価方法として、日本が提案したサイト挿入損失 (SIL : Site Insertion Loss) 法が採用され、日本のエキスパートが事務局となり各国での巡回試験が実施される。
- ② 当初は伝導妨害波測定も検討されてきたが、当面は、150 kHz から 1 GHz の周波数範囲の放射妨害波測定に限定して検討する。
- ③ CISPR 37 では新しい許容値は導入しない。
- ④ CISPR 11 との一貫性を考慮する。in situ 測定に関して当面 CISPR 11 は CISPR 37 を参照する関係とし、CISPR 37 が明確になった段階で取り扱いを改めて議論する。

5 年のプロジェクト期限内での CISPR 37 の IS 発行が困難となったことから、令和 6 年の WG 7 会議で新たな NP と今後の活動方針について以下が合意された。

- ① 次回の B 小委員会総会に NP を提出してプロジェクト継続の承認を得る。
- ② 規格本体は第 2 CD (826/CD) と基本規格 (16-2-3、TR 16-2-5、16-2-1) を基に、製品に共通な事項にシンプル化した内容にし、製品固有の事項は附則に事例集 (Use Case) としてまとめる。

- ③ 新規に技術提案する事項については、エビデンスを示す「技術寄書」を必要とする。そのフォーマットは別途提供される。

本合意では、NP 発行に向けた CC 文書の審議完了と章立ての再構成に向けたアクションアイテムが作成され、この中には我が国で検討された高周波利用設備の設置場所測定における事前測定方法 (Preliminary measurement method) 等の測定手法提供や、これらを含む我が国の「高周波利用設備の設置場所測定ガイドンス」を事例集の一つとすることなども含められた。なお、この事前測定方法は、A 小委員会 JWG 9 での「迅速なエミッション確認法」でも我が国より提案しており、設置後のシステム全体からのエミッション測定法として効果を訴求している。

令和 6 年の WG 7 シンガポール会議では、前プロジェクトでの第 2 CD (826/CD) に対する残りのコメント審議と NP 発行やプロジェクト継続計画に関する議論、日本からの「高周波利用設備の設置場所測定ガイドンス」に関する情報提供や新たな第 1 CD 草案に向けた提案が行われた。

令和 8 年の WG 7 ベルリン会議では、後述の TF4 (第 6 章に記載する許容値の変換係数に関することを検討) 及び TF5 (第 7 章や第 8 章に記載する測定要件に関することを検討) の検討結果報告及び内容審議が再開され、NP 発行に向けて新たな第 3 CD 草案の議論が行われた。

令和 6 年から 8 年にかけて、以下が合意された。

- ・ WG 7 のプロジェクトは令和 6 年に 5 年の活動期限を迎え、一旦キャンセルとなった。このため、後継プロジェクトを予備業務項目 (PWI) として作業開始することを合意し、PWI 文書を回付した。
- ・ 新 CISPR 37 プロジェクトは、前プロジェクトの第 1 CD と第 2 CD を基として作成する。
- ・ TF を以下のとおり新設し、リーダーを決定した。
 - TF1 (Defined site に関すること) : 吉岡氏
 - TF2 (許容値検討に関すること) : Kevin 氏 (ドイツ)
 - TF3 (事前測定方法 (Preliminary measurement method) に関すること) : 田島氏
 - TF4 (許容値の変換係数に関すること) : Remi 氏 (ドイツ)
 - TF5 (測定要件に関すること) : 田島氏
- ・ 規格の章立ての再編成に関しては、CISPR 37 の規格構成案が示され、基本的には CISPR 11 と同一の構成とすることとされた。
- ・ 新規格 CISPR 37 は、in situ 測定法と defined site 測定法の二本立てとすべきとの意見や、発行形態を IS ではなく、TS 又は TR とすべきとの意見が出た。このため、活動再開に向けて DC 文書 (B/862/DC) で意見を収集した。また、各国国内委員会 (NC) への情報提供のため、WG 7 作成の CC の審議結果の INF 文書が回付された。DC 文書に対する各国国内委員会 (NC) からのコメントに基づき、以下の方針を決定した。
 - ① CISPR 37-1 (in situ) と CISPR 37-2 (Defined site) に分割する。
 - ② in situ に関する審議を優先し、その後 Defined site について検討する。
 - ③ TS や TR ではなく IS 化を目指す。

(イ) 対処方針

以下の対応を実施する。

- ①TF4：ドラフト案の説明を聞きこれまでの許容値、換算方法との差分を確認し対応する。
- ②TF5：「in situ 測定」及び「Defined Site 測定」を別のドキュメント構成として検討を進める。(CISPR 37-1 や CISPR 37-2 など)
 - ・「in situ 測定」に関して、第 2 CD の合意点を土台に、第 1 CD のアドバンスポイントを盛り込む方向性を主張する。
 - ・「in situ 測定」に関して、既に基本規格が存在するため、遵守する範囲内で分かりやすく簡潔な手順を目指す。
 - ・「in situ 測定」に関して、令和 7 年 2 月に日本で実施した、PV システム測定キャンペーン結果報告を試験手順へインプットする。

エ ワイヤレス電力伝送システム (WPT) の検討

(ア) 審議状況

(A) 電気自動車用ワイヤレス電力伝送充電器の要件

CISPR 11「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値と測定法」の第 6 版（平成 27 年 6 月発行）より、規格の対象にワイヤレス電力伝送システム (WPT) が加えられた。ただし、CISPR 11 がこれまで漏えい電波強度の許容値を規定してきた周波数範囲の下限である 150 kHz より低い周波数帯を利用して電力の伝送を行う電気自動車 (EV) 用の充電器などの実用化が期待されていることから、これらの機器に適する測定法及び許容値を規定する改定が必要となった。

現在、電気自動車 (EV) 用の充電器を検討するアドホックグループ (ahG 4) のリーダー (コンビーナ) を我が国のエキスパートが務め、IEC TC 69 (電気自動車) と連携しつつ、EV 用 WPT に関する CISPR 11 の改定について検討を行っている。

一方、ITU-R SG 1 では既存の無線通信業務と調和した WPT の利用周波数が研究されており、令和元年には、EV 用 WPT の利用周波数に関する勧告 ITU-R SM. 2110-1 が、モバイル・可搬型 WPT の利用周波数に関する勧告 ITU-R SM. 2129-0 が、発行されている。そこで、許容値を EV 用 WPT の利用周波数に関する ITU-R 勧告と整合させた CDV (CIS/B/737/CDV) が令和 2 年に回付されたが、本 CDV に対しては高調波領域 (150 kHz から 30 MHz) での許容値案に対する反対意見が多く、否決された。しかし、測定法の記述等は完成度が高まっていることもあり、規格案を以下の 5 つのフラグメントに分割して順次検討する手法に方針が転換された。

- ・ 第 1 フラグメント (用語の定義・測定法) :
- ・ 第 2 フラグメント (9 kHz から 150 kHz の放射許容値)
- ・ 第 3 フラグメント (150 kHz から 30 MHz の放射許容値)
- ・ 第 4 フラグメント (3 m 以上の接続ケーブルを持つ場合の 30 MHz 以下電界強度測定の導入)
- ・ 第 5 フラグメント (伝導許容値、9 kHz から 150 kHz)

第 1 フラグメントのうち、WPT に特有の用語と定義については、議論が収束した。一方、測定法については、既に SAE 規格 (J2954) として EV 用 WPT の試験規格が運用開始されている米国から、SAE (Society of Automotive

Engineers、米国自動車技術者協会）規格とは異なる試験配置等に関して意見が出された。これに対し CISPR の規格案での試験方法は、「1 GHz までの不要発射の最大値測定に着目するもの」との説明がなされた。米国はこれを了承し、令和 3 年 1 月の ahG 4 会議で本フラグメントを CDV に進めることに合意し、その後可決された。

第 2 フラグメントについては、令和 3 年 4 月の ahG 4 会議で作業文書が審議された。先に否決された CDV (B/737/CDV) では、EV 用 WPT の利用周波数帯として 19-21 kHz と 79-90 kHz が想定されていた。しかし、19-21 kHz に対して CISPR TR 16-4-4 の確率モデルで計算された許容値は、19.95-20.05 kHz にある標準周波数報時業務に干渉することが明らかとなったが、提案元の韓国から 19-21 kHz を残す主張があり、ひとまずそれら異なる主張を両立できる案としての CD 案が合意に至った。

令和 3 年の B 小委員会総会では、CDV が可決済みの EV 用 WPT の第 1 フラグメントを、CISPR 11 全体に対する CDV が可決済みのフラグメントにまとめて第 7 版の FDIS として発行する承認を求めた。しかし、新たな許容値の提案を先送りして第 1 フラグメントだけを規格に盛り込むことに反対する意見、例えば EBU や IARU 等が「WPT に関する議論は CISPR 11 全体の議論とは別扱いすべき」と主張したことなどがあったことから FDIS は否決された。

令和 4 年のサンフランシスコ B 小委員会総会では、否決された FDIS の対応が議論された。結果としては、Q 文書 (B/816/Q) で各国の意向が確認され、EV 用 WPT に関する全フラグメントが揃ってから 1 つの CDV にまとめる方針となった。その後、第 3 フラグメントの CD 文書草案作成の TF が、塚原氏をリーダーとして立ち上げられた。

令和 5 年には、IEC SMB (Standardization Management Board、標準管理評議会) の指示で、5 年を超えるプロジェクトの廃止ルールにより、EV 用 WPT プロジェクトは一旦廃止された。しかし、本課題は重要であることから同年 9 月に RR 文書 (B/828/RR) を回付し、作業が再開した。

令和 5 年の B 小委員会総会では、完成済みの第 1 及び第 2 フラグメントをまとめた CD を回付すること、翌年早期に第 3 フラグメントの検討に入ることを等が了承された。令和 6 年 3 月には、上記 CD 文書草案が作成された。また、適用範囲は、広義の「EV」からより狭義の公道を走行する「Electric Road Vehicles」の充電システムのみとすることが決定された。構内専用の AGV や自動草刈り機などは別途議論されることとなった。

令和 6 年には、フランスから、150 kHz 以下には NATO 調整バンドがあるので、LF 帯と VLF 帯 (10-30 kHz と 30-100 kHz) でそれぞれ -25 dBμA/m と -30 dBμA/m、という極めて低い許容値が要求され、タスクフォースを設置して検討することとなった。

令和 6 年 2 月に CISPR 11 第 7 版を発行したが、その後の第 7 版 修正票 1 (AMD 1) に向けた 5 つのフラグメントの検討状況を以下に述べる。

- ・ 第 1、第 2 フラグメントをまとめた CD (B/839/CD) に対するコメント対応が審議され、令和 7 年には、第 2 CD (B/863/CD) を回付した。許容値に関する一部コメントへの対応は、新たに設置されたタスクフォースの結論を待って行うこととした。

令和 7 年 10 月のフローニンゲンでのハイブリッド会議では、第 2 CD への

コメントとして主に、上述の LF 帯と VLF 帯の無線への干渉評価や許容値の算出根拠を記す Appendix X の項での欧州規格参照の妥当性等が審議された。しかし、一部コメントの審議が完了せず、令和 8 年 2 月のベルリンでのハイブリッド会議、同年 6 月のユタ会議を経て、7 月下旬のオンライン会議での合意を目指している。なお、ユタ会議において 20 kHz 帯は削除し、国際的な相互運用性の観点から 85 kHz 帯のみ使用すると合意したことを受け、第 3 CD ではこれの反映も予定している。

- ・ 第 3 フラグメントの CD (B/868/CD) は令和 7 年 10 月末のコメント期限で回付された。令和 8 年 2 月のベルリンでのハイブリッド会議、同年 6 月のユタでのハイブリッド会議を経て、7 月下旬の延長オンライン会議での合意を目指している。これは英国、EBU 及び IARU からの S_{time} に関するコメントについての最終審議である。
- ・ 第 4 フラグメント (30 MHz 以下の電界測定 of 導入) は TG で検討してきた。シミュレーション結果から電界測定は不要と思われるが、追加データとモデル改善に引き続き取り組むことにしている。なお、作業が遅れている第 4、第 5 フラグメントはそれぞれ別の CDV を発行予定である。
- ・ 第 1 から第 3 までのフラグメントをまとめた CISPR 11 第 7 版 修正票 1 (AMD 1) の作成を最優先で進める方針が合意された。令和 8 年 6 月のユタでのハイブリッド会議では、ahG 4 議長が、令和 8 年 12 月までに CDV、令和 9 年夏までに FDIS にすることを目標とすることを提案した。なお、複数のフラグメントを統合して一つの CD を回付可能かは、IEC 事務局の了承を得る必要がある。
- ・ 令和 6 年には、許容値の設定や改定では、CD 段階で H 小委員会へ照会すべき指示の文書 (CISPR/1526/INF) が発せられた。B 小委員会は、EV 用 WPT の許容値を含む CD 文書 (B/839/CD) を H 小委員会に照会した。同年の B 小委員会総会では、H 小委員会副議長の Martin Wright 氏 (英国) が、B 小委員会からの要請 (B/839/CD) に基づき H 小委員会が回答する段階である、と説明した。
- ・ 令和 7 年 9 月の B 小委員会総会では、EBU 代表から、第 1+第 2 フラグメントと第 3 フラグメントは同じ TR 16-4-4 の許容値算出モデルを用いるため、並行議論はすべきではなく、前者の議論が収束するまで、第 3 フラグメントの CD 回付は延期すべきと意見があった。B 小委員会議長は 100 % の合意は難しいが CD 回付は予定とおり進めるべきで、次回会議でモデルへの意見があった場合は第 1+第 2 フラグメントにも同様の修正を検討する可能性を指摘した。EBU 代表は、重複内容を同時並行で議論することで、整合しなくなることへの懸念を示した。CISPR 議長は、モデルは他の小委員会も用いており同時回付自体はルール上問題ないが、実務的には同じコメントを 2 度議論することになるため非効率、と指摘した。

(B) 無線ビーム型ワイヤレス電力伝送装置 (ビーム WPT) の要件

EV 用 WPT とは別に、平成 29 年の第 1 作業班 (WG 1) にて米国から、10 m 程度までの離隔で電力伝送が可能な方式の WPT を「WPTAAD (WPT At A Distance)」として CISPR 11 の対象に明示的に含めるため、「無線周波エネルギーを局所的に使用するもの」と規定されている ISM 機器の定義を拡張するなどの修正意見があった。平成 30 年の釜山会議では、我が国より、日本は無線通信と共通の原理を使用しているため、WPTAAD と無線通信を区別する

のは難しいという懸念を表明した。このため B 小委員会議長は、令和元年の WG 1 会議にて米国を中心にタスクフォース (TF) を設置して作業文書の作成を指示した。これには、①915 MHz 帯域の処理方法、②ISM 応用に焦点、③既存の無線サービスや Wi-Fi などの短距離無線通信機器 (SRD) との共存を評価、④他の小委員会と協力、⑤相互変調/混変調の影響の考慮が含まれた。

令和 2 年の WG 1 中間会議以降、測定法の追記も含む具体的な改定案として、最大出力となる送受信間距離など、ビーム WPT 特有の動作条件等が考慮された測定法などが議論されてきた。我が国は一貫して、ビーム WPT は、無線機器として扱うべきと主張している。オランダは、欧州もその方向で議論しているとコメントした。

TF ではこれらの議論を考慮し、以下の検討を行うこととなった。

- (1) 最大電力を測定する試験手順を明確にする。
- (2) ターンテーブル上での異なる離隔距離での試験が、WPT の動作最大距離に対し、有効で再現性ある結果を提供できるかを判断する。
- (3) CISPR 11 に基づく WPT の試験と、FCC 規則に基づく WPT の試験との相違点と類似点を特定する。

なお、ビーム WPT は、当初 CISPR では略称「WPTAAD」が用いられていたが、ITU-R の表記に合わせ「Radio Beam WPT」に置き換えられた。

令和 4 年に投票された CISPR 11 第 7 版の CDV (CIS/B/778/CDV) は反対なく承認されたが、その後、他のフラグメントとまとめて回付された FDIS は否決された (7 (2) ア参照)。そこで、令和 4 年サンフランシスコ会議の B 小委員会総会では、ビーム WPT は CISPR 11 第 7.0 版には含めない方針が確認された。しかし、米国からの早期規格化要求により、本件は単独で公開仕様書 (PAS) として早期に発行することとなった。

PAS の原案作成は WG 1 で行われ、令和 6 年 3 月には CD 案 (CIS/B/840/CD) が回付、同年 7 月の WG 1 会議では DPAS 発行が承認され、令和 7 年 4 月には PAS 38 が発行された。なお、本文書の適用範囲には「無線ビームワイヤレス電力伝送デバイスは、無線機器として分類されていない場合にのみ、このドキュメントの範囲に含まれる。」と明示されている。

なお我が国では、ビーム WPT は無線設備 (空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム) として制度整備されているため、本規格は我が国では適用されない。

議長からは、PAS はあくまで暫定的な文書であり、PAS 38 の CISPR 11 への統合に向けた議論が必要と指摘したが、今後 12 か月間は決定を延期して令和 8 年総会で再検討する方針が示され、了承された。

(イ) 対処方針

(A) 電気自動車用ワイヤレス電力伝送充電器の要件

第 1、第 2、第 3 フラグメントを合体した CDV を早期にとりまとめ回付し、令和 9 年中の FDIS の発行 (CISPR 11 第 7 版の AMD 1) へ進めるように推進することが基本方針である。

令和 8 年 7 月下旬の延長オンライン会議で第 3 フラグメントへの NC コメント集が最終合意に達することを期待しているが、これを反映した第 3 フラグメントの第 2 CD 及び第 1+第 2 フラグメントの第 3 CD の回付が IEC 事務局の処理で 8 月中旬までに回付されない可能性がある。この場合、2 件の CD

へのNCコメント期限（8週間）はハンブルク総会の直前にずれ込む。その場合、次回、これらCDへのNCコメントの審議を予定して東京で開催を想定しているハイブリッド会合の開催時期の決定が進めにくい課題がある。

一方、第4と第5フラグメントのドラフト作業が遅延していることから、この2つのフラグメントをCISPR 11 第7版のAMDプロジェクトから外し、第8版以降のAMDへ変更するように提言する。これにより、CISPR 11のメンテナンス作業が滞っている件が解消できると期待される。

(B) 無線ビーム型ワイヤレス電力伝送装置の要件

本年10月に施行されるIEC/ISO指令の新版では、PASの有効期限が6年間に延長される。無線ビーム型ワイヤレス電力伝送装置の要件に関して、現状、新たな提案がないことから、安定期日を4年間延長し、令和12年とすることを支持する。

(3) D小委員会

（自動車・モータボートなどの妨害波に関する規格を策定）

D小委員会は、自動車及び内燃機関（点火系ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン）又は電動モータが用いられた装置からの無線妨害に関して、許容値及び測定方法の国際規格（CISPR規格）の策定、改定のための審議を行っている。D小委員会は、第1作業班（WG 1）及び第2作業班（WG 2）の2つの作業班が設置されている。WG 1は、車両搭載されない受信機の保護（車両からのエミッション計測）、WG 2は、車両搭載受信機の保護（車載電子部品のエミッション計測）を担当している。

現在の主な議題は、非車載無線受信機の保護を目的とした妨害波規格（CISPR 12）の改定、車載無線受信機の保護を目的とした妨害波規格（CISPR 25）の改定及び30MHz未満の低周波放射妨害波規格（CISPR 36）の改定である。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおり。

ア 非車載無線受信機の保護を目的とした妨害波規格（CISPR 12）の改定

(ア) 審議状況

昭和50年にCISPR 12（初版）を制定し、その後、通信に利用される周波数帯域の拡大、車載電気・電子機器からの妨害波への対応等で随時規格見直しが行われ、平成19年に第6版を発行した。第6版は、平成21年に一部修正を行い、令和7年には第7版が発行された。

第7版への改定に対しては、電気自動車の充電モードにおける妨害波測定として、AC充電、DC充電、ワイヤレス電力伝送（WPT）充電時の測定と、それぞれに適した試験配置や、不確かさに関する検証項目と計算例などの追記を目指し検討が行われた。これらを含むFDIS文書（D/449e/FDIS）は平成30年に否決され、令和元年のバルセロナ中間会議にてCD作成から再開された。

その後の第7版CDVの審議では、尖頭値検波と準尖頭値検波の補正係数と適合フローが主な論点として議論された。Q文書による各国意見の確認も行われたが、我が国を含め現状通りWG 1で測定に基づく審議を継続すべきとの強い意見があったことから、結果としては、D小委員会でのCD策定作業を

継続し、その中でH小委員会との協業を検討することとなった。充電モードでの検波と許容値に関する課題に早急に対処するため、関係各国で共通の条件で測定を実施することが合意され、そのためのタスクフォースが立ち上げられた。

令和5年6月のWG1マラガ会議では、プロジェクト期間が5年を超えたため、第7版のプロジェクトがキャンセルとなると報告された。どのような形で再スタートするか、選択肢として、CDから再開又はCDVから再開、尖頭値検波と準尖頭値検波の相関係数をどのようにするか問うQ文書が再度発行された。同年12月のWG1会議では、CDVから再開、充電モードの検波方式は準尖頭値検波のみを使用可能、電動車両の走行モードでの尖頭値検波使用時の準尖頭値検波との相関係数はCISPR 25で用いられている13 dBとすることが決定された。なお、内燃機関に対する相関係数は従来から実績のある20 dBが維持される。

令和6年5月に上記内容が盛り込まれたCDV(D/498/CDV)が発行され、100%の賛成投票で可決され、7月18日にISとして発行された。

第8版のメンテナンス作業に関して、令和8年7月3日にD/519/DCが回付され、作業項目の確認が行われている。影響の大きな項目としては次の4点である。

- ・周波数範囲：1 GHz から 6 GHz への拡張(40 GHz 等への更なる拡張は第9版で議論される予定)
- ・測定サイトの相関性：CISPR 12 特有のOTS(Outdoor Test Site)、OATS(Open Area Test Site)、ALSE(Absorber Lined Shielded Enclosure:電波暗室)の相関性
- ・電動車両の走行モード：加速減速を含む走行速度と車両負荷など、ダイナミック走行条件の要件
- ・新測定法の導入：反射箱(RVC)法の追加

これらの作業項目は、第7版のAnnex Iにも将来課題として挙げられている。

(イ) 対処方針

10月に開催されるオースティン会議では、第8版作業原案(WD)の確認が行われる予定である。第8版では、第7版では審議できなかった技術的な項目が多く含まれており、代表的なものを下記に記す。

	項目	内容
①	周波数範囲	第8版では6 GHz までの周波数拡大を目指し、第9版では40 GHz までの周波数拡大を目指す
②	測定サイトの相関性	大地床相当及び金属床を考慮した相関性検証方法の追加
③	電動車両の走行モード	試験時の車両速度、走行負荷及び速度の加減速についての規定を追加
④	リバブレーションチャンバー	反射箱(RVC)試験法の附属書への追加

この項目のうち①②③は小タスクフォースにて議論が行われており、①は日本提案の高さ方向のスweep測定の代わりに、3点の高さを代表計測する方法がWDに記載され、審議が開始される予定である。

②については、日本提案のロングワイヤを用いたサイトの相関性検証方法をベースとして議論が開始される予定である。

③については、各走行状態で測定結果に変動はあるものの、準尖頭値検波では大きな差はみられず、また、各設備による制約の問題もあり、今後も議論が継続される予定である。

④については、ドイツのエキスパートより有効性を示す提案があったものの、まだ本格的な内容の議論には至っていない。

以上のように、日本の意見が反映されたWDから第8版の審議が開始されるが、これらの内容は日本にとって大きな影響があるため、各国の意見を注意深く確認し、適切な試験法となるように対処していく必要がある。

イ 車載無線受信機の保護を目的とした妨害波規格（CISPR 25）の改定

(7) 審議状況

令和3年改定のCISPR 25第5版は、5Gや全世界測位システム（GNSS）などの通信サービス多様化に対応した上限周波数の拡大（5.95 GHz）と参考許容値の追加のほか、デジタル通信を対象とした1 MHz分解能帯域幅の測定が採用された。また、測定装置の不確かさに関する情報が新たな附属書に情報として追加された。令和4年4月のWG 2中間会議は、第5版の誤記等への対応が審議された。

ドイツ提案の不確かさのパラメータを表す記号の見直し等による明確化については、FDISに対する日本コメントに沿うものであり、次期改定に反映されることになった。

規格の分割については、部品試験パートのボリュームが大きく分割の効果が小さいなどの意見により中止となった。

令和6年5月のシンガポール中間会議では、正誤表の発行計画に対し、中央事務局から修正票の発行の対応を求められたと報告された。そのため、新たにストリップライン法の参考許容値の修正を含めての作業開始が合意された。

令和6年10月のD小委員会総会は、CISPR 25の安定期間の見直し（令和7年から令和8年）が合意された。続けて行われたWG 2会議は、第5版修正票のほか第6版に向けた審議が行われた。

修正票に盛り込む内容が見直され、主に以下の項目について合意された。

- ・ 充電中車両の試験配置について、CISPR 12第7版との整合の観点からの見直し
- ・ 直流電源用疑似回路網（AN）の特性インピーダンスの周波数上限を108 MHzへ拡張
- ・ 不確かさ因子の” antenna validation with height” 項は、影響しない因子とすること
- ・ スキャニングレシーバ測定時での測定帯域幅120 kHz時の測定周波数間隔の最大値を50 kHzから60 kHzに変更

ストリップライン法の参考許容値の見直しについては、日本からの提案に基づく議論の結果、修正票1への採用を一旦見送り、小タスクフォースにて

審議を継続することが合意された。

日本より、反射箱(RVC)法のエミッション測定への適用の可能性を示す寄与文書を令和6年2月のマラガ会議、同10月のブダペスト会議に提出している。ブダペスト会議では、ドイツから、RVC法の車両と部品を含めた新たな規格を作る提案が行われた。

その後、令和7年6月のボストン会議では、韓国よりRVC法導入を支持する寄与文書が出されている。

日本から提案のeアクスル(電動車両の駆動システム)の試験配置案に対して多くの意見が寄せられ、今後必要な場合はSpecial Task Forceで審議することとなった。

令和7年5月のWG2ボストン会議では、参考許容値見直し作業の小タスクフォースからの報告を審議し、1MHzバンド幅測定時の参考許容値の見直し案が承認された。他に、参照規格のうちSAE ARP958DをARP958Eとする見直し案も承認された。

令和8年2月のソウル中間会議において、修正票のWDドラフト文書が50ページとなり、既にIECのルールを大きく逸脱してしまう状況であることが報告された。これを受け、次の発行を修正票とするか第6版とするかについて議論になり、日本は修正票を支持したが、第6版を支持するNCが多く、第6版のメンテナンス作業に進むことが決まった。

(4) 対処方針

第6版に向けて、参考許容値の見直し、供試品内部の最高周波数に基づく測定最高周波数の選択法の導入、電波暗室のDC高圧電源フィルタの影響への対処方法の規定、不確かさ項目の見直し等、我が国からの改正提案は受け入れられ、反映される予定である。その他の日本提案では、電動駆動部品等が従来の測定対象と比べその体積が大きくなる事への対応法の規定など、第7版へ向けた、非接触充電、周波数範囲の拡張、RVC法の採用等の課題と合わせて取り上げられる予定である。各国からの意見、提案を確認の上議論を行い、標準化に向けて寄与していく。

ウ 30MHz未満の低周波放射妨害波の改定(CISPR 36)

(7) 審議状況

CISPR 36第1版の修正票(Amendment 1)が、令和5年5月に発行された。修正票では、尖頭値検波方式での測定が追加され、許容値以下の場合は適合判定とし、許容値を上回る場合は準尖頭値検波での測定で判定とするフローチャートが追加され効率化が図られた。

第2版に向けての議論も開始することが合意されており、充電モードの追加、10m距離での測定法と限度値及び測定サイト特性評価法について各国が検討を進める予定である。

令和6年のD小委員会総会では、オランダから、充電モード(WPTは含まない)の磁界エミッション測定要件を第1版への修正票2として追加する提案があった。日本、フランス、アメリカ、ドイツより30MHz以下は充電ケーブルの長さに比べ車両長は短いことから伝導エミッション測定でカバーされるのではないかといった意見があり、合意に至らなかった。本議題は継続議論となった。

10 m 距離での測定法と限度値については、寄与文書がなかった。測定サイト特性評価法については、日本から寄与文書を提出したが時間の不足により議論されなかった。

令和 8 年 3 月のソウル会議で、第 2 版のメンテナンス作業の開始が合意された。それを受けて、令和 8 年 7 月 3 日に D/520/DC が配布され、作業項目の確認が行われている。影響の大きな項目としては次の 2 点である。

充電モードの追加：プレグイン充電時の要件

測定サイト検証：CISPR 16-1-4 の適用可否

ワイヤレス電力伝送(WPT)の追加については、第 3 版での議論する予定になっている。

令和 8 年 3 月のソウル会議にて充電モードについては放射エミッションではなく伝導エミッションを規定し、UN R10 Annex 13 (IEC 61000-6-3 がベースの規定)を導入することが決定。令和 8 年 6 月 25 日に WD が回付されている。

(イ) 対処方針

CISPR 36 への充電モードの試験法として UNR10 Annex 13 を導入した WD の議論を進める。

測定サイト特性規定では OTS を例外として扱い、金属床のサイトには CISPR 16-1-4 を適用する方針が議論されており、OTS を想定したサイト（大地等価床）利用している日本として受け入れられる内容が注視しつつ議論を進める。

(4) F 小委員会

（家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定）

F 小委員会では、家庭用電気機器、電動工具及び類似の電気機器からの妨害波（エミッション）及び妨害耐性（イミュニティ）並びに照明機器の妨害波に関する許容値及び測定法の国際規格の制定・改定を行っている。F 小委員会は、第 1 作業班（WG 1）及び第 2 作業班（WG 2）の 2 つの作業班が設置されている。WG 1 は、CISPR 14「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項」（CISPR 14-1（エミッション）及び CISPR 14-2（イミュニティ））、WG 2 は、CISPR 15「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」（エミッションのみ）を担当している。



F 小委員会（家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定）

現在の主な議題は、CISPR 14-1「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第 1 部 エミッション」の改定、CISPR 14-2「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第 2 部 イミューニティ」の改定、CISPR 14-3「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第 3 部 Limits and methods of measurement of electromagnetic emissions for professional equipment in commercial and light-industrial locations」の作成及び CISPR 15「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」の改定である。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおり。

ア CISPR 14-1「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第 1 部 エミッション」の改定

(ア) 審議状況

令和 4 年の F 小委員会サンフランシスコ会議以降、WG 1 にて、CISPR 14-1 第 8 版への導入に向けて審議する議題が整理され、7 つのフラグメントに分けた CD、CDV 文書が発行されている。

A 電子レンジの要求事項を CISPR 11 から移管

B 小委員会において、移管への賛成意見が多数であることが確認された。

CISPR 11 で規定されている電子レンジに対する要求事項を変更なく CISPR 14-1 に導入する。ただし、移管の対象はクラス B 許容値が適用される範囲に限定する。

我が国には電子レンジの製造者が多数存在するため関心が高い。

令和 7 年 F 小委員会総会では、本移管に関する CDV 文書（F/887/CDV）に対し、我が国は賛成を投票し、反対投票なしで可決された。受領コメント（F/889/RVC）は、エディトリアルな修正のほか、APD の定義を追加するなどの軽微な技術的修正であった。審議は完了し、FDIS へ進めることが合意された。

B 無線機能を持つ製品の試験

無線機能を持つ製品の試験方法を新たに規定する。各小委員会、各製品

規格で個別に試験方法が検討され、それぞれ少しずつ異なっている現状の中で、CISPR/1525A/INF の内容に留意しながら、CISPR 14-1 対象製品の実情を踏まえた対応を行う。

令和 7 年 F 小委員会総会では、第 2 CD (F/885/CD) への受領コメント (F/893/CC) の審議が完了し、第 3 CD (F/917/CD) が発行された。無線機能が受信状態での放射妨害波測定を認める EIRP (等価等方輻射電力) の閾値は、ドイツからの修正提案が採用され、3 W から 2 W に引き下げられ、中間会議での審議の結果、1 W まで引き下げられ、CDV (F/929/CDV) が発行された。

C 日本エキスパートからの提案

・電流プローブの使用方法

エアコンの室内機・室外機間接続線の Auxiliary port 測定において、機器間接続線と冷媒配管への電流プローブの設置方法が、測定結果に影響を与える問題について、解決する方法を検討・提案している。

・妨害波電力測定セットアップ

日本の家電製品に多い、電源線とアース線を別に持つ製品の測定方法・セットアップが規定されていないため、これを新たに提案している。また、妨害波電力測定時の被測定ケーブル高の規定が CISPR 14-1 と 16-2-2 で微妙に異なるため、これを 16-2-2 に整合させる提案をしている。

令和 7 年 F 小委員会総会では、電流プローブを用いる測定について、EUT の構造の違いに応じ、ディファレンシャルモードノイズのキャンセルが期待できる場合において、リードと冷媒配管を一緒にクランプする規定を F/892/CD で提案した。また、接地する構造を備えながらも接地線が存在しない場合の妨害波電力測定方法を明確にする提案を行った。

中間会議での審議の後、CDV (F/928/CDV) が発行された。

D GHz 帯の放射測定に、APD 測定の導入

GHz 帯の放射測定に、CISPR 32 で導入検討が進められている APD 測定の導入が提案されている。

令和 7 年 F 小委員会総会では、我が国から F/884/CD に対し、スパイクノイズ発生時間率を CISPR 32 での 10^{-5} から、 10^{-3} 又は 10^{-2} に変更することへの技術的根拠を要求し、F/924/INF が発行された。その後の審議の後、CDV (F/930/CDV) が発行された。

(イ) 対処方針

A 電子レンジの要求事項を CISPR 11 から移管

フラグメント 6 件のうち、CDV 段階の 3 件の結果を踏まえ、全てを統合した FDIS が発行される予定であり、必要に応じて対処する。

B 無線機能を持つ製品の試験

CISPR/1525A/INF においては、相互干渉による放射エミッションの発生を根拠に無線機能を作動させて放射妨害波の測定を行うことを推奨しているが、CISPR 14-1 の対象となる製品においては、これまでに相互干渉による事象が観測されていないことから、無線機能が受信状態での測定を認める

EIRP の閾値（無線出力値）を設ける方針で審議を進めている。米国 FCC による試験にて、Wi-Fi モジュールを内蔵するエアコンにおいて、無線機能の作動状態における放射妨害波測定結果への影響がない（差異が無い）ことから、この方針に沿って対処する。

C 日本エキスパートからの提案

日本エキスパートからの提案の審議は採用される方針で完了しており、他の審議事項についての各国コメントを確認し、必要に応じて対処する。

D GHz 帯の放射測定に、APD 測定の導入

F/924/INF が発行され、APD 許容値の技術的根拠が示された一方で、国内の本報告では技術的な検討が不十分との意見があり、ハンブルク会議において技術的根拠を再確認し、適切に対処する。

イ CISPR 14-2「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第2部 イミュニティ」の改定

(7) 審議状況

F 小委員会 サンフランシスコ会議以降、WG 1において、CISPR 14-2 第3版 修正票1として審議する議題が整理された。その後、2度目のCD、CDVの審議が進められている。

A 要求事項の修正

第3版 修正票1では、EFT/B試験及び注入電流試験でAC及びDCポートの試験に対して必ずCDNを使用する要求であったものを廃止すること、注入電流試験で信号及びDCポートに対する試験レベルを1Vから3Vに変更すること、IEC 61000-4-34（一相あたりの入力電流が16Aを超える機器の電圧ディップ、短時間停電及び電圧変動に対するイミュニティ試験）の導入等、他のCISPR規格との整合性を高める変更を多く採用する方針で審議されている。

令和7年F小委員会総会では、CD文書（F/886/CD）へのコメント（F/895/CC）審議が完了した。その後、CDV文書（F/914/CDV）が発行され、賛成多数で可決された。中間会議においてCDV文書に対する各国コメントのレビューも完了し、FDISが発行される予定。

(4) 対処方針

A 要求事項の修正

FDISに対して我が国は賛成で投票する方針。ハンブルク会議では、FDISの結果を確認し、必要に応じて対処する。

ウ CISPR 14-3「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第3部 Limits and methods of measurement of electromagnetic emissions for professional equipment in commercial and light-industrial locations」の作成

(7) 審議状況

A 令和7年F小委員会総会後にNP文書（F/911/NP）が発行され、中間会議において各国からのコメントについて審議を行った。

大きな検討項目としては以下が挙げられる。

- ・適用範囲：CISPR 14-1 との明確な棲み分け。
- ・許容値：IEC 61000-6-8 をベースとし、CISPR 14-1 特有の項目も適用する。
- ・動作条件：原則として CISPR 14-1 を参照する。

(4) 対処方針

A 要求事項の修正

CD が発行され、ハンブルク会議において各国コメントをレビューする予定。CISPR 14-1 との適用範囲の棲み分け、CISPR 14-1 特有の許容値の適用などに矛盾がないことを確認し、我が国からの意見が反映されるよう、必要に応じて対処する。

エ CISPR 15「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」の改定

(7) 審議状況

CISPR 15 第 9 版 修正票 1 の FDIS 文書 (F/851/FDIS) は反対票 1 で可決され、IS として令和 6 年 7 月に発行されている。

令和 5 年の WG 2 中間会議では、電流プローブ試験法で、EUT のディファレンシャルモード電流が極端に大きく流れているローカルワイヤードポートの測定結果は、ばらつきが非常に大きくなることが、ドイツ及び日本からの測定結果を含め報告され、この問題に対処するために ISH 文書を発行することが決定されている。

A CISPR 15 第 9 版修正票 1 の発行確認

令和 6 年 7 月に発行された CISPR 15 第 9 版 修正票 1 のメンテナンス期間として、安定期間が令和 8 年に設定されている。

B 修正票 2 に関するアクションプランの確認

令和 7 年 F 小委員会総会では、修正票 2 のメンテナンスに対する検討項目など詳細についての言及はなかった。現在推進している CISPR 15 答申案の審議段階で発見された課題について、今後 WG 2 に提案することを検討する。

C CISPR 15 における電流プローブ試験法の改善

令和 6 年 F 小委員会総会では、上記 B で検討された電流プローブの試験法につき適正な測定方法の究明と応急的対処のための ISH を CISPR 15 として発行することについて、F 小委員会から A 小委員会に意見照会を行った。その結果、A 小委員会は、令和 7 年 2 月末までに修正方法を検討し、F 小委員会と共有することとなった。

令和 7 年 F 小委員会総会では、本件の回答状況の報告はなかったが、令和 7 年 10 月の WG 2 会議にて、電流プローブ法に対する ISH の DC 文書 (F/902/DC) へのコメント審議を行い、DISH の発行が確認された。

(4) 対処方針

A CISPR 15 第 9 版修正票 1 の発行確認

令和 8 年以内に次期修正票及び改訂版の発行は予定されていないため、変更されるとされる安定期間を確認する。

B 修正 2 に関するアクションプランの確認

修正票 2 に関する審議動向を確認する。以後の WG 2 での実施項目についても確認する。

C CISPR 15 における電流プローブ試験法の改善

令和 8 年 5 月に ISH 文書が発行されたことを確認する。

(5) H 小委員会

(無線業務保護のための妨害波に関する規格を策定)

H 小委員会では、他の製品規格・製品群規格の対象とならない装置に対して適用されるエミッション共通規格を審議するとともに、全ての小委員会に関連する横断的な課題を扱っている。主な所掌は、共通エミッション規格である IEC 61000-6-3 (住宅環境)、IEC 61000-6-4 (工業環境) 及び IEC 61000-6-8 (商業・軽工業環境の業務用機器を対象) のメンテナンス、CISPR TR 16-4-4 (無線保護のための許容値設定モデル)、CISPR TR 16-4-6 (干渉苦情統計とフィールド測定)、CISPR TR 31 (無線業務に関するデータベースの様式と記載要領) のメンテナンス、他製品委員会からの提案に基づく妨害波許容値の根拠に関する審議である。この他には、共通エミッション規格への 40 GHz までの放射妨害波許容値導入の検討や、H 小委員会と 77A 小委員会との第 6 共同作業班 (SC-H + SC77 A/JWG 6) による、150 kHz 以下の伝導妨害波許容値の検討が審議されている。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおり。

ア 共通エミッション規格 IEC 61000-6-3 (住宅環境)、IEC 61000-6-4 (工業環境)、及び新規格 IEC 61000-6-8 (商業・軽工業環境) のメンテナンス

(ア) 審議状況

住宅環境を対象とした IEC 61000-6-3 第 4 版に向けた改定作業が優先して行われた。主な改定項目は下記の 4 点である。

A 全般事項 (第 1 フラグメント)

現行規格の CDV 投票の際に未処置であったコメントの反映、無線信号との IM (相互変調) を評価するための測定周波数範囲の拡大や許容値適用条件などが対象である。

B 周波数 150 kHz 以下の伝導妨害波許容値 (第 2 フラグメント)

JWG 6 で審議されてきた許容値案と情報的附則の導入が審議された。第 1 フラグメントと合わせて早期の規格発行を望むコメントが提出され、CDV 文書 (H/459/CDV) は反対票無しで可決された。

C 30 MHz 以下の磁界許容値 (第 3 フラグメント)

WPT 機能を持つ製品等に対して適用される規定と、対角線長 2 m 以上の装置等に対する情報的附則が含まれる。前者は、現行 CISPR 14-1 の許容値 (距離 3 m) 及び距離 10 m への換算許容値、後者については現行 CISPR 11 のクラス B 許容値 (距離 3 m) 及び 10 m への換算値が合意されており、こ

れらを反映した CDV (H/507/CDV) が可決された。

令和 7 年 H 小委員会総会の議決により、上記第 1 から第 3 までのフラグメントを含む FDIS (H/547/FDIS) が令和 7 年 10 月 31 日に回付・可決され、令和 8 年 4 月に IS (第 4 版) として発行された。

D 公共直流電源網に接続される電源ポートに対する妨害波許容値 (第 4 フラグメント)

本件は技術的情報が少ないために進捗が遅く、令和 7 年 H 小委員会総会では、プロジェクトの作業期限を超えるため、一旦中止となること、次回改定として検討されることが報告された。

その後、H/WG 1 アムステルダム会議 (令和 7 年 10 月)、シンガポール会議 (令和 8 年 1 月)、オスロ会議 (令和 8 年 5 月) (いずれもハイブリッド形式) では、IEC 61000-6-3 の第 4 版 修正票 1 に向けた、6 GHz から 40 GHz までの許容値導入の議論が集中的に行われたほか、IEC 61000-6-8 の第 1.1 版に向けた改定項目に関する Q 文書 (H/522/Q)、及び第 1、第 2 フラグメントの具体的内容に関する審議が進められた。

E LEO (低軌道) 周回衛星環境における共通エミッション規格

電波天文周波数委員会 (CRAF) のメンバーから LEO 衛星から電波天文用アンテナへの干渉 (~300 MHz) について、衛星からの非意図的放射が原因とみられる旨の報告があり、低軌道衛星に関する、新たな共通エミッション規格として検討を行うこととなった。NP が回付されている。

(イ) 対処方針

A 全般事項

IEC 61000-6-3 の第 4 版が発行されていることから、次回改定の第 4.1 版 (6~40 GHz までの許容値に特化) 及び第 4.2 版並びに IEC 61000-6-8 第 1.1 版の改定項目の審議となる。具体的には無線機能付き製品の放射妨害波測定の詳細、反射箱測定・APD 測定における許容値、ローカル直流電源ポート妨害波に対する試験条件 (接続ケーブル長依存性) などである。各項目の優先度や進捗、両共通規格の適用条件の相違を考慮して対処する。

B 周波数 150 kHz 以下の伝導妨害波許容値の導入

IEC 61000-6-3 への導入は完了したことから、IEC 61000-6-8 第 1.1 版への導入に向けた作業となる。技術的内容は H/JWG 6 で審議されている。クラス A 相当の許容値が設定されることから、機器の動作環境や受信機への離隔距離などを考慮し有効な許容値となるように対処する。

C 30 MHz 以下の磁界許容値

本件も IEC 61000-6-3 への導入は完了したことから、IEC 61000-6-8 第 1.1 版への導入に向けた作業となる。クラス A 相当の許容値が設定される見込みである。周波数によっては近傍界磁界に対する許容値となることから、測定距離に対する許容値の換算法も議論される見込みである。動作環境、業務用機器としての動作寿命等、住宅用機器との相違を考慮して対処する。

D 公共直流電源供給用ポートに対する妨害波許容値

IEC 61000-6-3 第 4.2 版及び IEC61000-6-8 第 1.1 版に向けた作業である。許容値が提案された場合、その根拠について、公共用直流電源網とローカル直流電源網の相違、公共交流電源網との相違を考慮して検討する。

E LE0(低軌道)周回衛星環境における共通エミッション規格

我が国は衛星搭載機器へのエミッション要求による、衛星筐体からの妨害波放射抑制に対する有効性について疑義を提出している。実効性の高いエミッション規格とすることを念頭に対処する。

イ CISPR TR 16-4-4（無線保護のための許容値設定モデルの技術報告書）の改定

(ア) 審議状況

この技術報告書（TR）は、無線保護のための許容値導出の根拠（考え方）を示した文書であり、各製品委員会が本文書を参照することで、各製品規格において、共通の根拠に基づく許容値を規定することを可能とするものである。H/WG 8にて全面改定作業が行われ、令和 7 年 10 月に第 3 版が発行された。また、同モデルに基づく周波数 40 GHz までの許容値設定モデルと試算結果に基づき、共通エミッション規格への許容値導入のための CDV が回付される見込みである。また H/WG 1 において中国から、5G 保護のための許容値設定モデルの提案がされており、H/WG 8 にレビューが依頼されている。

(イ) 対処方針

中国から提案された、5G 保護のための許容値設定モデルと許容値試算は、TR 16-4-4 第 2.2 版に基づいていることから、第 3 版との相違に留意して対応する。

ウ 150 kHz 以下の伝導妨害波許容値の検討

(ア) 審議状況

住宅・商業・軽工業環境の共通エミッション規格に対し、77A 小委員会（SC 77A）が決定した電力系統用スマートメータの保護を目的とした 150 kHz 以下の伝導妨害波の両立性レベル（CL）に基づく許容値を導入するため、H 小委員会と SC 77A による第 6 共同作業班（SC-H + SC77 A/JWG 6）が組織された。

まず、住宅環境に対する共通エミッション規格（IEC 61000-6-3）への導入を目的として検討が行われ、項目ア(ア)に記したとおり令和 8 年 4 月に発行された IEC 61000-6-3 第 4 版に収録された。現在 JWG 6 会議では、商業・軽工業環境の業務用装置に対する共通エミッション規格（IEC 61000-6-8）に導入すべき許容値案の審議が進められている。

(イ) 対処方針

JWG 6 において審議された許容値案とその根拠について、機器の動作環境等を考慮して妥当性や適用条件を判断する。

エ 40 GHz までの放射妨害波

(ア) 審議状況

5G システム導入に伴う準ミリ波帯の利用増加や、電気・電子機器からの妨害波の高周波化などを背景として、6 GHz から 40 GHz までの放射妨害波の許

容値の検討が開始され、H 小委員会 第 8 作業班 アドホックグループ 9 (ahG 9) で検討された許容値設定モデル及び許容値試算結果をベースとして、共通エミッション規格へ反映する作業が H 小委員会 WG 1 で進められた。

ahG 9 の当初任務は完了したが、電波暗室試験に加え、新たに反射箱を用いた許容値設定の検討を行うことが提案され、ahG 9 の所掌に追加され審議予定である。

令和 7 年の H 小委員会総会では、本件を IEC 61000-6-3 第 4 版 修正票 1 の審議事項とすることを議決した。さらにその後の H/WG 1 において、緊急性から本件単独で改定を進めることとなり、CD を経由せずに CDV が回付される予定である（ハンブルク会議は投票期間となる可能性あり）。上記許容値案は 5G 無線の使用周波数が無い 6～18 GHz は現行の 6 GHz までの許容値を延長し（FCC の許容値と整合）、18 GHz～40 GHz は H/WG 8 による許容値試算結果を採用することで H/WG 1 で合意されたものである。

(イ) 対処方針

我が国は上記許容値の試算やモデルに関して多くの寄与を行っている。早期規格化を目指して対処する。

オ 無線業務データベースの更新

(ア) 審議状況

ITU-R WP 6A から CISPR に対して提出された無線業務データベースの修正に関する意見（修正内容に従った場合、妨害波の許容値を大幅に低くするもの）に基づき、これまで ITU-R WP 6A とのやりとりが行われてきた。ITU-R WP 6A からの意見のうち、問題とならない変更箇所は H 小委員会での承認を得てデータベースが更新されている。一方、確認が必要な変更箇所については ITU-R WP 6A への再確認の結果、AM と FM の放送業務に関しては受信機雑音レベルを基準とした保護基準への変更が提案されている。現在、データベース記載データとの整合性について確認が行われている。

データベースの様式、記入方法を定めた CISPR TR 31 については、第 3 版が令和 6 年 11 月に発行されたが、いくつかの修正点が指摘され、改定作業が再開される予定である。

(イ) 対処方針

放送業務の保護基準に関しては、無線業務データベースの記載事項に基づく計算方法を確認する。TR 31 の改定に関しては、前回改定時の DTR へ我が国から提出したコメントに基づき対処する。

(6) I 小委員会

（情報技術装置・マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波に関する規格及びイミュニティに関する規格を策定）

I 小委員会では、情報技術装置、マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波（エミッション）及び妨害耐性（イミュニティ）に関する許容値及び測定法の国際規格の制定・改定を行っている。I 小委員会には、第 7 メンテナンスチーム

(MT 7) 及び第 8 メンテナンスチーム (MT 8) が設置されており、MT 7 はエミッション要求事項 (CISPR 32「マルチメディア機器の電磁両立性－エミッション要求事項－」等) を、MT 8 はイミュニティ要求事項 (CISPR 35「マルチメディア機器の電磁両立性－イミュニティ要求事項－」等) を担当している。



I 小委員会 (情報技術装置・マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波・妨害耐性に関する規格を策定)

現在の主な議題は、CISPR 32「マルチメディア機器の電磁両立性－エミッション要求事項－」の改定、CISPR 35「マルチメディア機器の電磁両立性－イミュニティ要求事項－」の改定である。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおりである。

ア CISPR 32「マルチメディア機器の電磁両立性－エミッション要求事項－」の改定

(7) 審議状況

令和元年に CISPR 32 第 2.1 版が発行された後、第 3 版に向けたメンテナンス課題 (13 項目) の検討が進められている。なお、第 3 版に向けた作業はプロジェクト開始から 5 年の期限で FDIS の発行に至らなかったため、一度プロジェクトをステージ 0 に戻して検討が再開されている。

検討再開後、令和 7 年 1 月に CD (I/686/CD) が発行され、同年 4 月の MT 7 シンガポール会議や複数回のオンライン会議において各国からのコメント審議を行った。審議結果を反映した CDV (I/700/CDV) が同年 11 月に発行され、投票の結果、令和 8 年 2 月に可決された。その後、同年 3 月、5 月及び 6 月に合計 9 回のオンライン会議において FDIS 案の検討が進められ、現在、令和 8 年 10 月中の FDIS 発行に向けて準備が進められている。

FDIS 案が MT 7 メンバ内で合意された時点における、主な検討項目とその審議状況は以下のとおりである。

A ワイヤレス電力伝送 (WPT) 機能を有するマルチメディア機器の許容値と測定法

第 2.1 版策定時の第 5 フラグメントに相当する課題で、周波数 30 MHz 以下の磁界強度許容値が議論の焦点となっている。許容値として、下記の 4 案が議論されている。

案 1 : CISPR 14-1 の IH 調理器の許容値の適用

案 2 : EN 303 417 の参照

案 3 : CISPR TR 16-4-4 に基づいて算出された許容値

案 4 : 下記のクラス B 許容値案

(案 1 から案 3 の議論を経て次の値を日本が提案)

9 kHz から 4 MHz : 10.5 dB μ A/m、

4 MHz から 30 MHz : 10.5 dB μ A/m から -6.5 dB μ A/m

(周波数の対数軸に対して線形に減少)

基本波の周波数は上記+20 dB

上記を受けた令和 7 年までの検討状況を以下に示す。

- ・ 最初案 3 が採用されたが、その後の議論を経て案 4 が CD 草案として採用された。但し、WPT 装置のエミッション測定結果が提示されるなど議論が継続した。
- ・ H 小委員会の共通規格の CDV (H/507/CDV) が可決されたことを受け、この CDV が採用する案 1 を含む CISPR 32 第 3 版の CD 文書 (I/686/CD) が発行された。
- ・ CD 文書に対するコメント審議をしたところ、複数の国内委員会 (NC) から CISPR 11 の許容値の適用や、基本波に対する 20 dB 緩和の復活等が提案され合意に至らなかった。

こうした経過から、WPT 機能の許容値は長期的な課題として第 3 版への反映は見送られ、第 3 版発行後に、次の改定に向けて検討することとなっている。令和 8 年 11 月のハンブルク会議において、次の改定に向けた具体的な検討項目の整理が行われる見込みである。

B 放射妨害波測定における供試装置 (EUT) 電源ケーブルの終端条件設定

第 2.1 版策定時の第 4 フラグメントに相当する課題で、マルチメディア機器の EMC 適合性試験の 1 つである放射妨害波測定において、試験場での EUT への電源供給点のインピーダンスの違いによる測定結果の大きな差異を無くし、異なる試験場間の測定結果の相関性を向上させる終端条件とその実現方法が検討されている。

EUT の電源ケーブルの終端条件は必須課題であるとの観点から、我が国は MT 7 の前身である第 2 作業班 (WG 2) での検討から主導的な立場で、終端を実現するデバイスとして VHF 帯電源ラインインピーダンス安定化回路網 (VHF-LISN) を提案するとともに、その技術的妥当性を提示してきた。

本件は A 小委員会が所掌している基本規格と密接に関係することから、平成 29 年 4 月の I 小委員会 WG 2 フェニックス中間会議での決定に基づき、A 小委員会との第 6 合同アドホックグループ (A/I JahG 6) において検討が進められており、JahG 6 の副コンビナには I 小委員会を代表して我が国のエキスパートが就任している。

令和 4 年から 8 年における検討状況を以下に示す。

- ・ CISPR 16-1-4 (放射妨害波測定用アンテナと試験場) の第 5 版に VHF-LISN を追加する審議が行われ、令和 7 年 10 月に IS として発行された。本件は、我が国メンバの長期かつ地道な活動によるところが非常に大

きい。

- ・ CISPR 16-2-3（放射妨害波の測定法）の第 5 版に VHF-LISN を用いた場合のケーブル配置等を追加する CD 草案の審議が、我が国主導で行われている。具体的には、我が国が提案する平衡型 VHF-LISN と英国が提案する不平衡型 VHF-LISN の選択に関するガイダンスや、コモンモード吸収デバイス（CMAD）等、他の終端デバイスを含めたケーブル配置等が検討されている。また、VHF-LISN と CMAD を用いた場合の OATS/SAC/FAR での試験構成の議論が進められており、令和 7 年 9 月に DC 文書（A/1479/DC）が回付され、現在、2 回目の DC 文書発行に向けて、A/1479/DC に対する各国コメントの審議が続けられている。特に、DC のカバーページに記載する、ケーブル終端を行うことで生じうる放射妨害波の低減量について、どのように記載するのかが論点の一つとなっている。
- ・ CISPR 32 第 3 版の CDV（I/700/CDV）では、情報的付則 N に放射エミッション測定において EUT の AC 電源ケーブルを VHF-LISN で終端する場合のガイダンスが提供されている。令和 8 年 6 月に行われた MT 7 オンライン会議では、放射妨害波測定への VHF-LISN の適用を、情報的付則から規定に変えることについて議論が行われたが、A 小委員会における基本規格（CISPR 16-2-3 等）の検討状況を鑑みて時期尚早であるとの意見があり、見送られた。

C 設置場所測定法と許容値

設置場所測定とは、供試装置の物理的なサイズや重量に起因する制約等により、試験場で測定できない場合の代替手段として、EUT の最終設置場所等にて妨害波を測定し許容値への適合確認を行う方法である。マルチメディア機器の分野では、大規模通信装置や印刷機等が適用例である。

本件については、工場出荷時に、設置場所測定法を適用して許容値への適合確認を行うことについても、B 小委員会で検討が行われている。CISPR 32 第 2.1 版では設置場所測定法はスコープ外であったが、B 小委員会での動きに合わせ、I 小委員会でも設置場所測定法の必要性が改めて確認された。CISPR 32 第 3 版に向けては、CISPR 16-2-3 修正票 1 を参照規格とし、典型的な試験場で試験できない場合のみ設置場所測定を許容するように規定を盛り込む検討が進められている。

I/655/CD（旧第 1 フラグメントの CD 文書）の設置場所測定の記述には多くのコメントが寄せられたが、CISPR 32 第 3 版での採用について反対意見はなく、I/700/CDV に規定として盛り込まれている。その後の MT 7 オンライン会議でも特に反対意見等は無く、本件はこのまま CISPR 32 第 3 版に反映される見通しである。

D 振幅確率分布（APD）の 1GHz 超放射妨害波測定への適用

APD は時間波形の包絡線が、ある強度の閾値を超える時間率でその特性を表すもので、デジタル無線通信のビット誤り率（BER）との相関性が高い妨害波測定が可能と言われている。我が国から A 小委員会に提案し、平成 18 年に CISPR 16-1-1 に採用された後、CISPR 11 で電子レンジの放射妨害波測定で活用されている。

CISPR 32 の尖頭値検波による 1 GHz 超の放射妨害波測定では、高電圧放電現象に伴うインパルス性エミッションは適用除外としている。これは発生が離散的で頻度も低く、無線通信に影響を及ぼしにくいとの理由によるが、CISPR 32 第 3 版で APD 測定法と許容値が採用されると、こうした発生頻度の低いインパルス性エミッションも定量的に評価可能となる。本課題は、我が国のエキスパートが実験的に有効性を確認しながら、APD を用いた許容値の設定法や適合判定ツリーを提案して議論を主導してきた。

令和 5 年から 8 年における検討状況を以下に示す。

- ・ I/655/CD (旧第 1 フラグメントの CD 文書) では、我が国から提案した許容値案などが採用されている。
- ・ 次の CD 草案は、我が国からの提案に基づき、APD 測定法での最短測定時間を 5 秒間とすることが合意された。また、APD を用いた許容値の正当性について、我が国から APD 許容値の有効性を説明するなど対応を行った。その後の審議の結果、これらは CDV 文書 (I/700/CDV) に盛り込まれ可決されている (I/703/RVC)。I/700/CDV に対する各国コメントの中に、APD 限度値を 10^{-5} とする技術的根拠は十分ではなく、追加の説明や検証が必要であるという意見が出されたが、プリンタやコピー機が用紙を搬送する際に発生する静電気放電の確率に基づくことが確認されて議論は終息しており、このまま IS に盛り込まれる見通しである。

上記の他、I/700/CDV に対する各国コメントの審議を行った結果、主に以下の点が合意された。

- ・ 無線機能による意図的放射と非無線機能による非意図的放射の相互変調積は、CISPR 32 の適用範囲外とすることが合意され、第 3 版の適用範囲は第 2.1 版のままとする。
- ・ 無線機能を有する機器の測定法に関する付則は、MT 7 において十分なコンセンサスが得られていないため情動的付則とする。
- ・ 反射箱 (RVC) を用いた測定法と許容値を、情動的付則から規定 (本文) に移す。

なお、無線機能を有する機器の測定法に関しては、I 小委員会だけでなく他の小委員会と共通の課題であることから、運営委員会 (CISPR/S) の決定に基づき、A 小委員会に新たな JTF を設置して議論が継続されている。

(イ) 対処方針

A WPT を使用するマルチメディア機器の許容値と測定法

第 3 版発行後に検討を再開するよう働きかける。これまでと同様、実験等を行い、規格化に積極的に寄与していく。

B 放射妨害波測定における供試装置 (EUT) 電源ケーブルの終端条件設定

FDIS 及び IS に情動的付則として盛り込まれることを確認する。また、引き続き A 小委員会 合同アドホックグループ 6 の活動を牽引し、規格化を推進する。

C 設置場所測定法と許容値

FDIS 及び IS に規定として盛り込まれることを確認する。削除すべきなどのコメントがあった場合は、必要性を訴求し対処する。

D 振幅確率分布 (APD) の 1 GHz 超放射妨害波測定への適用

FDIS 及び IS に規定として盛り込まれることを確認する。コメントがあった場合は、これまで積み上げた検討結果等に基づいて対処する。

イ CISPR 35「マルチメディア機器の電磁両立性—イミュニティ要求事項—」の改定

(7) 審議状況

令和元年の MT 8 上海会議にて、CISPR 35 第 2 版に向けた 2 回目の CDV へのコメントと対応が議論された。しかし、結果を反映した 2 回目の CDV (I/659/CDV) は否決された。

反対投票の技術的理由は、1 GHz から 6 GHz の放射イミュニティ試験への周波数掃引試験の導入、通信ポート雷サージ試験への動作判定基準の追加、無線機能の試験に関する付則の内容、4 %ステップ試験の適用、が主であった。これらへの対応は、令和 5 年の MT 8 マドリード会議で議論されたが、プロジェクト開始後 5 年の期限で FDIS 発行に至らなかったため、一旦ステージ 0 に戻すこととなった。

令和 6 年の MT 8 マドリード会議では、プロジェクトの CDV からの再開を決定した。その後、令和 7 年の MT 8 シンガポール会議で I/659/CDV に対するコメントが審議され、特に無線機能に関する情動的付則（付則 I）の見直しが行われた。

審議結果を反映した CDV (I/697/CDV) が令和 7 年 10 月に発行され、賛成多数で可決された (I/703/RVC)。その後、令和 8 年 6 月に MT 8 オンライン会議が開催され、I/697/CDV の発行までに十分な議論が行われてコンセンサスが得られていることから、今後の進め方として、I/697/CDV に対する技術的なコメントに基づく変更は行わず、エディトリアルな修正のみを行った上で IS を発行することが合意された。但し、FDIS を発行せずに CDV を修正して IS を発行する手順について IEC 中央事務局に確認し、この手順が許容されない場合はオンライン会議を開催して、進め方を議論することとなった。

6 月のオンライン会議終了時点での主な課題の状況は以下の通りである。

A 複数機能の試験方法の明確化

当初、供試装置の機能には直接機能と間接機能があり、直接機能は妨害波耐性試験中にそのパフォーマンスを直接モニタして性能判定を行い、間接機能は直接機能のモニタを通じて性能判定を行うとしていた。しかし、直接機能と間接機能それぞれを複数有する場合や、別々には試験できない場合などには、試験手順や適用する附則の考え方が複雑となる。このため、直接機能と間接機能の区別は無くし、評価対象の機能に適した附則を適用することとなった。また、複数機能を独立して試験できない場合は、いずれかの機能の性能判定基準で評価できることとなった。

令和 6 年 11 月の MT 8 クパチーノ会議では、現在の CDV 案に対し我が国より、次の問題提起を行った。この規定は、複写機のコピー機能と印刷機能のように、従属関係にある複数の主機能を同時に試験し、かつ、その判

定が各主機能の判定基準と矛盾しない場合は問題が生じない。しかし、従属関係にない独立した複数の主機能を同時に試験した場合は、一つの機能が適合すると残りの主機能が不適合であっても全体が適合と判定され、これは問題となる。

令和 7 年 4 月の MT 8 シンガポール会議では、主機能の試験方法について、I/659/CDV に記載されていた主機能の試験フロー図 (Figure 2) が削除され、ある主機能の試験を別の主機能をモニタすることで評価する手順が追加された。ここまでの議論を通じて合意された内容は I/697/CDV に盛り込まれていることを確認している。

B 無線機能の試験法に関する付則 (附則 I) の追加

欧州電気通信標準化機構 (ETSI) の欧州規格 (EN)、ETSI EN 301 489 シリーズをベースに試験法が提案されている。具体的には、連続性無線周波電磁界試験 (IEC 61000-4-3) に対し、適用除外の周波数を規定し、試験を適用する周波数については 5 % を超える伝送レートの劣化や追加のフレームエラーが無いことを要求している。

令和 4 年の MT 8 会議では、付則 I に関する課題について、我が国から実験的な検証結果とともに以下を説明した。

- ・ パケット損率 (PER : Packet Error Rate) による性能判定は、例えば音声通話が主機能である機器など、必ずしも全ての無線機器に必須ではなく主機能の性能判定とは切り離す必要がある。
- ・ PER の結果は、希望信号を送受信する EUT と対向装置のアンテナ間の距離により異なることから、対向装置のアンテナの位置は試験報告書に記録する必要がある。
- ・ 5 % の伝送レートの劣化は、例えば 10 GBASE-T の場合など、通信方式によっては適合が困難である。

これらの内容の一部は受け入れられ、付則 I の試験配置図の見直し、10 GBASE-T の場合過渡的なトラヒックの変化は性能判定において無視できる、などの文言が CDV 文書案に追加等された。

なお、本付則は、複数の国が I/659/CDV への反対投票の理由としている。具体的には、ETSI 等の無線機器向けに追加で試験することとなり、試験時間の増加、対応できる試験所の減少など、製造業者や試験所の負担が増加するなどである。

解決策としては、無線機能に関する付則の削除も検討されたが、CISPR 35 は主機能について評価することを要求しており、無線機能も主機能となる場合があるため、試験方法を示した付則は必要であるとされ、本付則は維持されている。

令和 7 年 4 月の MT 8 シンガポール会議では、I/659/CDV の付則 I に対するコメントが審議され、以下の修正が行われた。

- ・ 付則 I で用いる用語 (例えば、占有周波数帯幅など) の定義を本文の 3 章 (用語の定義と略号) に移動
- ・ 無線機能に係るパラメータの性能試験ではなく、無線を介した通信の試験である旨を明記
- ・ Standby mode を Idle mode に変更し例を追加するなど記載内容を詳細化

- ・試験に際して無線通信を確立する際の受信信号レベルの設定を付則 I から切り出し、新設した情動的付則 N に移動
- ・複数の無線帯域で異なるプロトコルを使用して通信できる無線システムにてベースバンドのデータと制御パスが同じである場合、1 つの無線帯域と 1 つの通信プロトコルを選択することを許容

本件については、特に無線機能について CISPR 規格と欧州規格で二重試験とならないようにすることを論点として検討してきた。その結果、試験対象とするのは無線性能（チャンネル間干渉耐性、送信出力など）ではなく無線を使ったデータ伝送であることを明確にしたこと、1 回の試験で CISPR 35 と EN 301 489-x（及びその他の規格）の双方の要求を満たすことが明確となり、上記の変更を反映した I/697/CDV が発行・可決された。

C 参照する基本規格のエディションの違いによる影響

CISPR 35 では妨害波耐性試験法の基本規格として IEC 61000 シリーズを参照している。参照する基本規格は CISPR 35 が発行される時点で最も新しい版数のものであるが、サージ耐性試験と連続性誘導無線周波耐性試験は、最新の版数と CISPR 35 第 1 版で参照している版数で技術的内容が変更されており、CISPR 35 第 2 版で最新の版数を参照した場合、影響が大きいことが確認されている。

サージ耐性試験では IEC 61000-4-5 を参照するが、最新版の第 3 版と CISPR 35 第 1 版で参照されている第 2 版では、サージ波形発生器の波形の校正方法が異なっている。そのため、第 3 版のみを参照すると、サージ波形発生器を新たに購入し直す必要があるといった影響が生じる。また、新しい校正方法による波形の使用が試験結果に与える影響も不明確である。そこで、MT 8 より IEC 61000-4-5 を所掌する IEC SC77B 小委員会に検討を要請するリエゾン文書を送ったが対応は受けられなかった。そのため、I 小委員会で継続検討となったが、サージ耐性試験に関しては直流電源ポートの試験法、LAN ポートの試験法、屋内通信ポートの試験法など課題が多く、第 2 版ではなく次の版に向けた課題とすることとなった。

連続性誘導無線周波耐性試験では IEC 61000-4-6 を参照するが、最新の版数（令和 8 年現在第 5 版）と CISPR 35 第 1 版が参照している第 3 版では、試験に用いる EM クランプとクランプ校正用の治具の仕様に関する規定に差分がある。この違いによる試験結果への影響は、我が国の検証により、影響が大きいことが確認され、令和 3 年 12 月の MT 8 オンライン会議で報告した。この内容は支持され、I/659/CD では第 3 版が参照された。

令和 7 年の MT 8 シンガポール会議では、IEC 61000-4-5 と IEC 61000-4-6 の最新版を参照するか否かが議論されたが、合意に至らなかった。

なお、CIS/I/697/CDV では、これまでの合意に基づいて最新版が引用されていることが確認できている。

D 4 %ステップサイズ試験の適用性

従来、大規模通信装置など、装置の一連の動作にかかる時間が長い EUT を対象として、連続性無線周波耐性試験において試験レベルを 2 倍にし、かつ周波数ステップを 4 %とする試験方法が認められている。これは、試験時間の短縮を目的としたもので、上記試験で耐性が弱い周波数範囲を見

つけ、その範囲内で 1 %ステップの試験を行うことで要求条件への適合性を評価するものである。

この試験法は我が国が提案し旧規格 CISPR 24 で採用された。その後 CISPR 35 の発行に際して不要論が提起された際も、我が国から有効性の根拠データを示すなどの対応を行い、CISPR 35 第 1 版にも盛り込まれた。しかし、4 %ステップサイズ試験は 400 MHz 以下では有効であるが、それ以上の周波数では有効性が不明であるといった論文が IEEE EMC Symposium で発表されたことを受けて、CISPR 35 第 2 版の検討で必要性を含め再検討されることとなった。

本件に関しては、令和 5 年の MT 8 マドリード会議では反対意見を踏まえた議論が行われたが、CDV からの削除は行わないこととなった。その後、令和 6 年の MT 8 マドリード会議以降は議論されなかったが、令和 7 年の MT 8 シンガポール会議で、これまで我が国が提出してきた文書の確認が行われ、これらをイミュニティ試験法の基本規格を所掌する IEC TC 77 に再度共有することとなった。

令和 6 年の I 小委員会総会での合意に基づき、過去に我が国から提示した 4 %ステップサイズ試験の有効性を示す寄与文書を IEC TC 77 に共有している。また、令和 7 年の I 小委員会総会では、本件への言及はなかったが、I/697/CDV では 4 %ステップサイズ試験は維持されている。

(イ) 対処方針

A 複数機能の試験方法の明確化

IS の案に、これまでの合意内容が反映されていることを確認する。

B 無線機能の試験法に関する附則（附則 I）の追加

IS 案の付則 I の技術的な内容が、I/697/CDV と同じであることを確認する。

C 参照する基本規格のエディションの違いによる影響

IS 案の参照規格が、それぞれ最新版であることを確認する。

D 4 %ステップサイズ試験の適用性

IS の案において、4 %ステップサイズの試験が許容されていることを確認する。削除すべき等のコメントがあった場合は、これまでと同様、必要性を示して対処する。

8 検討結果

電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPR 会議 対処方針」について、別添のとおり答申（案）を取りまとめた。

諮問第 3 号

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）のうち「CISPR 会議 対処方針」（案）

1 基本的な対処方針

無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項 2 から 3 に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

2 総会对処方針

(1) 40 GHz までの放射妨害波

本件は、各製品群対応の小委員会における今後の GHz 帯の放射妨害波測定法と許容値の検討に関連するため、今回の総会でも、関係する各小委員会で協調して対処する。

(2) 装置数の増加

今回の総会では、我が国は次の基本方針で対処する。

・装置数の増加による影響についての新技術報告書

令和 7 年の CISPR ニューデリー会議以降の審議で、CISPR/WG 4 の検討内容を新しい技術報告書（TR）として発行する方針が決定された。この TR 文書制定に向けた Q 文書の配布が予定されているため、意見があれば適切に対処する。

・各エキスパートによる実環境試験及びシミュレーション結果

各エキスパートで推進中の実環境試験及びシミュレーションの結果報告を聞き、意見があれば適切に対処する。

(3) 装置設置における迅速なエミッション確認法

今回の CISPR 総会では、A 小委員会より第 10 回から第 12 回までの会議の審議結果と Q 文書の結果が報告される予定であり、JWG 9 の今後の活動の進め方について確認する。

本課題は太陽光発電システム等のエミッション測定において考慮すべき、「システム一体」としての EMC 評価法にも直結する課題であることから、我が国としても積極的に議論に参画し課題の明確化と方向づけに取り組む。また、我が国は本プロジェクトをサポートしていることから、シンプルで使いやすい TR（技術報告書）となるよう議論に参加して対処する。

(4) 無線機能を備えた機器

本件は、全ての CISPR 小委員会に関わる事項であることから、関係する各小委員会で協調して対処する。また、日本からエキスパートが参画して対応していく。

3 各小委員会における対処方針

(1) A 小委員会

ア 18 GHz～40 GHz の測定装置及び測定法の検討

A CISPR 16-1-1

18 GHz から 40 GHz の測定装置の仕様に関しては、次のステージが FDIS と

なることが決定しているが、現時点では未発行であり、会議までに FDIS 未発行の場合は、進捗を確認する。FDIS 発行の場合は各国投票締め切り前に会議が開催されると見込まれるため、追加の情報があれば報告を聞き対応する。FDIS に移行する予定となった不連続ディスタージャンスアナライザの記述の明確化に関しては、報告を聞く。

B CISPR 16-1-4、-5、-6

CISPR 16-1-4 での 18 GHz から 40 GHz のサイト評価方法に関しては、ahG 7 が担当しているが、現時点においては WG 1 及び A 小委員会の議題に表れるに至っていない。今後、A 小委員会及び WG 1 のアジェンダに追加され次第、我が国としての意見を述べる。CISPR 16-1-5 における 18 GHz から 40 GHz のアンテナ校正サイト及びリファレンスサイトの CD 案については、必要に応じて意見を述べる。CISPR 16-1-6 における 18 GHz から 40 GHz のアンテナ校正についても CD 案を作成するため、意見があれば議論に参加する。CISPR 16-1-5 及び 16-1-6 の Calculable ループアンテナについては、CDV に移行することから、報告を聞き必要に応じ意見を述べる。

C CISPR 16-2-3

18 GHz から 40 GHz の放射妨害波測定方法に関しては、ahG 8 にて CD 案を作成しており、A 小委員会及び A/WG 2 にて報告が行われる予定であることから、報告を聞き、必要に応じ意見を述べる。

イ VHF-LISN の仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映及び新たな測定法や測定装置の提案及び現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映

A CISPR 16-1-6 にタイムドメイン測定の追加の改定案検討

タイムドメイン測定の追加については、第 2 DC 文書を発行予定であるが、現時点では未発行であるので、進捗を確認し議論があれば参加する。

B 2 つの均質アンテナを用いた標準アンテナの新たな概念

Homogeneous アンテナによる 2 アンテナ法の Note 案については、CDV に進む予定であるため、進捗を確認し必要に応じ意見を述べる。C-SAM 法についても CDV に進むことが予定されていることから、進捗を確認し必要に応じ意見を述べる。

C VHF-LISN の仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映

VHF-LISN の仕様、電源ケーブルの終端装置としての技術要求等の CISPR 16-1-4 への追加については、IS が発行された。CISPR 16-2-3 におけるケーブル終端（第 1 フラグメント）及びケーブル配置の明確化（第 2 フラグメント）については、いずれも DC 文書を発行することになっているため、A 小委員会及び A/WG 2 におけるそれらの報告に対し、適宜意見を述べる。

D Rapid emission check of installations の TR 規格化

DC 文書 (A/1462/DC) に対し、我が国はシステムレベルの EMC 対応（迅速なエミッションチェック）をガイダンスする文書は有用であるという考え方により、TR 発行を支持し修正案提案のコメントを送付した。進捗を聞き、我が国の意見を述べる。

CD ステージについて各国投票（Q 文書：令和 8 年 7 月末締め切り）へは支持する立場であり、CD 案作成に向けサポートする。

(2) B 小委員会

ア CISPR 11「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値と測定法」の改定

A ワイヤレス電力伝送システム (WPT)

「エ ワイヤレス電力伝送システム (WPT) の検討」において記載。

B CISPR 11 の全般的な改定

以下の対応を行う。

- ① WG 1 コンビーナの活動報告を聞き、CISPR 11 の将来計画が進展する方向で対応する。
- ② B/884/INF (WG 7 で検討してきた in situ 測定をいったん CISPR 11 に付属させ、まとまった段階で分離して CISPR 37 とするアイデア) 及び B/885/INF (産業用ロボットの EMC 測定のガイド) には、検討が進展する方向の提案に賛成の立場で対応する。
- ③ ahG 3 コンビーナの報告を聞き、agG 3 の活動を支持する。
 - ・ B/887/DC への各国の対応を確認する。
 - ・ TC18 が提案したコモンモード電圧測定法の実現可能性を確認するための測定キャンペーンの結果が集約されていれば、それに関する今後の活動について報告を聞く。今後の活動に関して状況を見て対処する。
- ④ ahG 4 コンビーナの報告を聞き、CISPR 11 の修正票 1 (AMD 1) の早期発行を推進するべく対応する。特に遅れているフラグメント 4 及び 5 については、CISPR 11 第 7 版の AMD 1 の計画から外し、第 8 版以降の AMD へ計画変更するよう提案する。
- ⑤ JWG 9 共同コンビーナの報告を聞き、適切に対応する。

イ 技術報告書 CISPR TR 18「架空電力線、高電圧装置の妨害波特性」の改定

B 小委員会総会では、開始された TR 18-1、18-2 のメンテナンス作業について、B/880/RR、B/881/RR との整合性に留意する。技術的検討が不十分であるため、ロッドアンテナによる測定法の早急な導入が議論される場合には、引き続き反対の立場で対処する。スマートグリッドなど新たな作業項目が提案された場合には、新規 WG を立ち上げることを前提とし、運営委員会での SyC (System Committee) Smart Energy への確認結果や我が国への波及効果などを踏まえて対応を行う。

ウ WG 7 (ISM 機器の設置場所測定法及び大型で大容量大電力装置の測定法)

以下の対応を実施する。

- ① TF4 : ドラフト案の説明を聞きこれまでの許容値、換算方法との差分を確認し対応する。
- ② TF5 : 「in situ 測定」及び「Defined Site 測定」を別のドキュメント構成として検討を進める。(CISPR 37-1 や CISPR 37-2 など)
 - ・ 「in situ 測定」に関して、第 2 CD の合意点を土台に、第 1 CD のアドバンスポイントを盛り込む方向性を主張する。
 - ・ 「in situ 測定」に関して、既に基本規格が存在するため、遵守する範囲内で分かりやすく簡潔な手順を目指す。
 - ・ 「in situ 測定」に関して、令和 7 年 2 月に日本で実施した、PV システム測定キャンペーン結果報告を試験手順へインプットする。

エ ワイヤレス電力伝送システム (WPT) の検討

(A) 電気自動車用ワイヤレス電力伝送充電器の要件

第 1、第 2、第 3 フラグメントを合体した CDV を早期にとりまとめ回付し、令和 9 年中の FDIS の発行 (CISPR 11 第 7 版の AMD 1) へ進めるように推進することが基本方針である。

令和 8 年 7 月下旬の延長オンライン会議で第 3 フラグメントへの NC コメント集が最終合意に達することを期待しているが、これを反映した第 3 フラグメントの第 2 CD 及び第 1+第 2 フラグメントの第 3 CD の回付が IEC 事務局の処理で 8 月中旬までに回付されない可能性がある。この場合、2 件の CD への NC コメント期限（8 週間）はハンプルク総会の直前にずれ込む。その場合、次回、これら CD への NC コメントの審議を予定して東京で開催を想定しているハイブリッド会合の開催時期の決定が進めにくい課題がある。

一方、第 4 と第 5 フラグメントのドラフト作業が遅延していることから、この 2 つのフラグメントを CISPR 11 第 7 版の AMD プロジェクトから外し、第 8 版以降の AMD へ変更するように提言する。これにより、CISPR 11 のメンテナンス作業が滞っている件が解消できると期待される。

(B) 無線ビーム型ワイヤレス電力伝送装置の要件

本年 10 月に施行される IEC/ISO 指令（IEC/ISO Directives）の新版では、PAS の有効期限が 6 年間に延長される。無線ビーム型ワイヤレス電力伝送装置の要件に関して、現状、新たな提案がないことから、安定期日を 4 年間延長し、令和 12 年とすることを支持する。

(3) D 小委員会

ア 非車載無線受信機の保護を目的とした妨害波規格（CISPR 12）の改定

10 月に開催されるオースティン会議では、第 8 版作業原案 (WD) の確認が行われる予定である。第 8 版では、第 7 版では審議できなかった技術的な項目が多く含まれており、代表的なものを下記に記す。

	項目	内容
①	周波数範囲	第 8 版では 6 GHz までの周波数拡大を目指し、第 9 版では 40 GHz までの周波数拡大を目指す
②	測定サイトの相関性	大地床相当及び金属床を考慮した相関性検証方法の追加
③	電動車両の走行モード	試験時の車両速度、走行負荷及び速度の加減速についての規定を追加
④	リバブレーションチャンバー	反射箱 (RVC) 試験法の附属書への追加

この項目のうち①②③は小タスクフォースにて議論が行われており、①は日本提案の高さ方向のスweep測定のため、3 点の高さを代表計測する方法が WD に記載され、審議が開始される予定である。

②については、日本提案のロングワイヤを用いたサイトの相関性検証方法をベースとして議論が開始される予定である。

③については、各走行状態で測定結果に変動はあるものの、準尖頭値検波では大きな差はみられず、また、各設備による制約の問題もあり、今後も議論が継続される予定である。

④については、ドイツのエキスパートより有効性を示す提案があったものの、まだ本格的な内容の議論には至っていない。

以上のように、日本の意見が反映された WD から第 8 版の審議が開始され

るが、これらの内容は日本にとって大きな影響があるため、各国の意見を注意深く確認し、適切な試験法となるように対処していく必要がある。

イ 車載無線受信機の保護を目的とした妨害波規格（CISPR 25）の改定

第 6 版に向けて、参考許容値の見直し、供試品内部の最高周波数に基づく測定最高周波数の選択法の導入、電波暗室の DC 高圧電源フィルタの影響への対処方法の規定、不確かさ項目の見直し等、我が国からの改正提案は受け入れられ、反映される予定である。その他の日本提案では、電動駆動部品等が従来の測定対象と比べその体積が大きくなる事への対応法の規定など、第 7 版へ向けた、非接触充電、周波数範囲の拡張、RVC 法の採用等の課題と合わせて取り上げられる予定である。各国からの意見、提案を確認の上議論を行い、標準化に向けて寄与していく。

ウ 30MHz 未満の低周波放射妨害波の改定（CISPR 36）

CISPR 36 への充電モードの試験法として UNR10 Annex 13 を導入した WD の議論を進める。

測定サイト特性規定では OTS を例外として扱い、金属床のサイトには CISPR 16-1-4 を適用する方針が議論されており、OTS を想定したサイト（大地等価床）利用している日本として受け入れられる内容が注視しつつ議論を進める。

(4) F 小委員会

ア CISPR 14-1「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第 1 部エミッション」の改定

A 電子レンジの要求事項を CISPR 11 から移管

フラグメント 6 件のうち、CDV 段階の 3 件の結果を踏まえ、全てを統合した FDIS が発行される予定であり、必要に応じて対処する。

B 無線機能を持つ製品の試験

CISPR/1525A/INF においては、相互干渉による放射エミッションの発生を根拠に無線機能を作動させて放射妨害波の測定を行うことを推奨しているが、CISPR 14-1 の対象となる製品においては、これまでに相互干渉による事象が観測されていないことから、無線機能が受信状態での測定を認める EIRP の閾値（無線出力値）を設ける方針で審議を進めている。米国 FCC による試験にて、Wi-Fi モジュールを内蔵するエアコンにおいて、無線機能の作動状態における放射妨害波測定結果への影響がない（差異が無い）ことから、この方針に沿って対処する。

C 日本エキスパートからの提案

日本エキスパートからの提案の審議は採用される方針で完了しており、他の審議事項についての各国コメントを確認し、必要に応じて対処する。

D GHz 帯の放射測定に、APD 測定の導入

F/924/INF が発行され、APD 許容値の技術的根拠が示された一方で、国内の本報告では技術的な検討が不十分との意見があり、ハンブルク会議において技術的根拠を再確認し、適切に対処する。

イ CISPR 14-2「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第 2 部 イミュニティ」の改定

A 要求事項の修正

FDIS に対して我が国は賛成で投票する方針。ハンブルク会議では、FDIS

の結果を確認し、必要に応じて対処する。

- ウ CISPR 14-3「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第3部 Limits and methods of measurement of electromagnetic emissions for professional equipment in commercial and light-industrial locations」の作成

- A 要求事項の修正

- CD が発行され、ハンブルク会議において各国コメントをレビューする予定。CISPR 14-1 との適用範囲の棲み分け、CISPR 14-1 特有の許容値の適用などに矛盾がないことを確認し、我が国からの意見が反映されるよう、必要に応じて対処する。

- エ CISPR 15「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」の改定

- A CISPR 15 第9版修正票1の発行確認

- 令和8年内に次期修正票及び改正版の発行は予定されていないため、変更されと思われる安定期間を確認する。

- B 修正2に関するアクションプランの確認

- 修正票2に関する審議動向を確認する。以後のWG 2での実施項目についても確認する。

- C CISPR 15における電流プローブ試験法の改善

- 令和8年5月にISH文書が発行されたことを確認する。

(5) H 小委員会

- ア 共通エミッション規格 IEC 61000-6-3（住宅環境）、IEC 61000-6-4（工業環境）、及び新規格 IEC 61000-6-8（商業・軽工業環境）のメンテナンス

- A 全般事項

- IEC 61000-6-3 の第4版が発行されていることから、次回改定の第4.1版（6～40 GHz までの許容値に特化）及び第4.2版並びに IEC 61000-6-8 第1.1版の改定項目の審議となる。具体的には無線機能付き製品の放射妨害波測定の詳細、反射箱測定・APD 測定における許容値、ローカル直流電源ポート妨害波に対する試験条件（接続ケーブル長依存性）などである。各項目の優先度や進捗、両共通規格の適用条件の相違を考慮して対処する。

- B 周波数 150 kHz 以下の伝導妨害波許容値の導入

- IEC 61000-6-3 への導入は完了したことから、IEC 61000-6-8 第1.1版への導入に向けた作業となる。技術的内容は H/JWG 6 で審議されている。クラス A 相当の許容値が設定されることから、機器の動作環境や受信機への離隔距離などを考慮し有効な許容値となるように対処する。

- C 30 MHz 以下の磁界許容値

- 本件も IEC 61000-6-3 への導入は完了したことから、IEC 61000-6-8 第1.1版への導入に向けた作業となる。クラス A 相当の許容値が設定される見込みである。周波数によっては近傍界磁界に対する許容値となることから、測定距離に対する許容値の換算法も議論される見込みである。動作環境、業務用機器としての動作寿命等、住宅用機器との相違を考慮して対処する。

- D 公共直流電源供給用ポートに対する妨害波許容値

- IEC 61000-6-3 第4.2版及び IEC 61000-6-8 第1.1版に向けた作業であ

る。許容値が提案された場合、その根拠について、公共用直流電源網とローカル直流電源網の相違、公共交流電源網との相違を考慮して検討する。

E LE0(低軌道)周回衛星環境における共通エミッション規格

我が国は衛星搭載機器へのエミッション要求による、衛星筐体からの妨害波放射抑制に対する有効性について疑義を提出している。実効性の高いエミッション規格とすることを念頭に対処する。

イ CISPR TR 16-4-4（無線保護のための許容値設定モデルの技術報告書）の改定
中国から提案された、5G 保護のための許容値設定モデルと許容値試算は、TR 16-4-4 第 2.2 版に基づいていることから、第 3 版との相違に留意して対応する。

ウ 150 kHz 以下の伝導妨害波許容値の検討

JWG 6 において審議された許容値案とその根拠について、機器の動作環境等を考慮して妥当性や適用条件を判断する。

エ 40 GHz までの放射妨害波

我が国は上記許容値の試算やモデルに関して多くの寄与を行っている。早期規格化を目指して対処する。

オ 無線業務データベースの更新

放送業務の保護基準に関しては、無線業務データベースの記載事項に基づく計算方法を確認する。TR 31 の改定に関しては、前回改定時の DTR へ我が国から提出したコメントに基づき対処する。

(6) I 小委員会

ア CISPR 32「マルチメディア機器の電磁両立性－エミッション要求事項－」の改定

A WPT を使用するマルチメディア機器の許容値と測定法

第 3 版発行後に検討を再開するよう働きかける。これまでと同様、実験等を行い、規格化に積極的に寄与していく。

B 放射妨害波測定における供試装置（EUT）電源ケーブルの終端条件設定

FDIS 及び IS に情報付則として盛り込まれることを確認する。また、引き続き A 小委員会 合同アドホックグループ 6 の活動を牽引し、規格化を推進する。

C 設置場所測定法と許容値

FDIS 及び IS に規定として盛り込まれることを確認する。削除すべきなどのコメントがあった場合は、必要性を訴求し対処する。

D 振幅確率分布（APD）の 1 GHz 超放射妨害波測定への適用

FDIS 及び IS に規定として盛り込まれることを確認する。コメントがあった場合は、これまで積み上げた検討結果等に基づいて対処する。

イ CISPR 35「マルチメディア機器の電磁両立性－イミュニティ要求事項－」の改定

A 複数機能の試験方法の明確化

IS の案に、これまでの合意内容が反映されていることを確認する。

B 無線機能の試験法に関する附則（附則 I）の追加

IS 案の付則 I の技術的な内容が、I/697/CDV と同じであることを確認する。

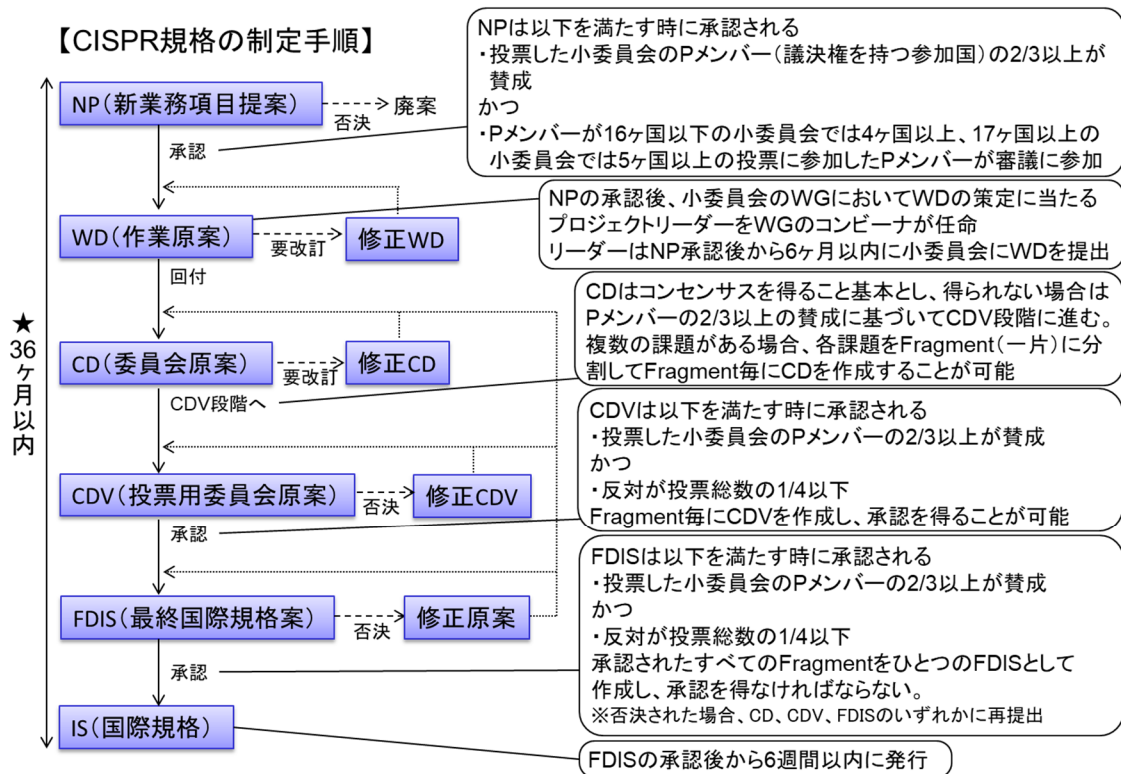
C 参照する基本規格のエディションの違いによる影響

IS 案の参照規格が、それぞれ最新版であることを確認する。

D 4 %ステップサイズ試験の適用性

IS の案において、4 %ステップサイズの試験が許容されていることを確認する。削除すべき等のコメントがあった場合は、これまでと同様、必要性を示して対処する。

CISPR 規格の制定手順



<上図及び本文中に記載の略語>

NP : 新業務項目提案 (New Work Item Proposal)
 WD : 作業原案 (Working Draft)
 DC : コメント用審議文書 (Document for Comments)
 CD : 委員会原案 (Committee Draft)
 CDV : 投票用委員会原案 (Committee Draft for Vote)
 FDIS : 最終国際規格案 (Final Draft International Standard)
 IS : 国際規格 (International Standard)

<その他本文中に記載の略語>

ACEC : 電磁両立性諮問委員会
 (Advisory Committee on Electromagnetic Compatibility)
 AGV : 無人搬送車 (Automated Guided Vehicle)
 ahG : アドホックグループ (ad hoc Group)
 ALSE : 電波吸収体を備えたシールドルーム
 (Absorber-Lined Shielded Enclosure)
 AMD : 修正票 (Amendment)
 AM : 振幅変調 (Amplitude Modulation)
 AN : 疑似回路網 (Artificial Network)
 ANSI : 米国規格協会 (American National Standards Institute)
 APD : 振幅確率分布 (Amplitude Probability Distribution)
 atypical equipment : 非定型機器
 Auxiliary port 測定 : 補助ポート測定
 BER : ビット誤り率 (Bit Error Rate)

CC : CD に対するコメント集 (Compilation of Comments on CD)
 CDN : 結合減結合回路 (Coupling Decoupling Network)
 CIGRE : 国際大電力システム会議
 (Conseil International des Grands Réseaux Électriques)
 CISPR : 国際無線障害特別委員会
 (Comite international Special des Perturbations Radioelectriques)
 CRAF : 電波天文周波数委員会 (Committee on Radio Astronomy Frequencies)
 C-SAM : コンパクト標準アンテナ法 (Compact Standard Antenna Method)
 CL : 両立性レベル (Compatibility Level)
 CMAD : コモンモード吸収デバイス (Common Mode Absorption Device)
 DC : コメント用審議文書 (Document for Comments)
 defined site : 設置場所でも試験場でもないが、一定の要件を満たす場所
 DISH : 解釈票原案 (Draft Interpretation Sheet)
 DPAS : 公開仕様書原案 (Draft Publicly Available Specification)
 DTR : 技術報告書原案 (Draft Technical Report)
 EBU : 欧州放送連合 (European Broadcasting Union)
 EFT/B : 電氣的ファストランジェント／バースト
 (Electrical Fast Transient/Burst)
 EIRP : 等価等方輻射電力 (Effective Isotropically Radiated Power)
 E/H 比 : 電磁比 (ElectroMagnetic ratio)
 EM クランプ : 電磁クランプ (ElectroMagnetic clamp)
 EMC : 電磁両立性 (ElectroMagnetic Compatibility)
 EN : 欧州規格 (European Norm)
 ETSI : 欧州電気通信標準化機構
 (European Telecommunications Standards Institute)
 EUT : 供試装置 (Equipment Under Test)
 EV : 電気自動車 (Electric Vehicle)
 FAR : 全無響電波暗室 (Fully Anechoic Room)
 FCC : 連邦通信委員会 (Federal Communications Commission)
 FFT : 高速フーリエ変換 (Fast Fourier Transform)
 FM : 周波数変調 (frequency modulation)
 GCPC : 系統連系電力変換装置 (Grid Connected Power Conditioners)
 GNSS : 全球測位衛星システム (Global Navigation Satellite System)
 IARU : 国際アマチュア無線連合 (International Amateur Radio Union)
 IEC : 国際電気標準会議 (International Electrotechnical Commission)
 IEC SMB : 標準管理評議会 (IEC Standardization Management Board)
 IEEE : 米国電気電子学会 (Institute of Electrical and Electronics Engineers)
 IH : 電磁誘導加熱式 (Induction Heating)
 IM : 相互変調 (Inter Modulation)
 INF : 参考文書 (Document for Information)
 in situ : 設置場所
 ISH : 解釈票 (Interpretation Sheet)
 ISM : 工業・科学・医療 (Industrial, Scientific and Medical)
 ISO : 国際標準化機構 (International Organization for Standardization)
 IT : 非接地 (Isolated Terra)
 ITU-R SG 1 : 国際電気通信連合 無線通信部門 第1研究委員会
 (International Telecommunication Union – Radiocommunication Study Group)
 ITU-R SG 6 WP 6A : 国際電気通信連合 無線通信部門 第6研究委員会 6A 作業部会
 (International Telecommunication Union – Radiocommunication Working Party)
 JahG : 合同アドホックグループ (Joint ad hoc Group)

JTF : 合同タスクフォース (Joint Task Force)
 JWG : 合同作業班 (Joint Working Group)
 LAN : ローカルエリアネットワーク (Local Area Network)
 LEO : 低軌道 (Low Earth Orbit)
 LF : 長波 (Low Frequency)
 LISN : 疑似電源回路網 (Line Impedance Stabilization Network)
 LVDC : 低圧直流 (Low Voltage Direct Current)
 LV : 低電圧 (Low Voltage)
 MF : モードフィルタリング (Mode Filtering)
 MT : メンテナンスチーム (Maintenance team)
 NATO : 北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization)
 NC : 国内委員会 (National Committee)
 OATS : オープンサイト (Open Area Test Site)
 OTS : 屋外試験サイト (Outdoor Test Site)
 OFCOM : スイス連邦通信局 (Office of Communications)
 PAS : 公開仕様書 (Publicly Available Specification)
 PCE : 電力変換装置 (Power Conversion Equipment)
 PER : パケット損率 (Packet Error Rate)
 PMR : プライベートモバイル無線 (Private Mobile Radio)
 Preliminary measurement method : 事前測定方法
 PV : 太陽光発電 (Photovoltaic)
 PWI : 予備業務項目 (Preliminary Work Item)
 Q : 質問票 (Questionnaire)
 RF : 無線周波数 (Radio Frequency)
 RI : 無線干渉 (Radio Interference)
 RQ : 質問票回答結果 (Report on Questionnaire)
 RR : レビュー報告書 (Review Report)
 RRT : 巡回試験 (Round Robin Test)
 (注) RVC は 2 用途あるので注意
 RVC : CDV 投票結果 (Result of Voting on CDV)
 RVC : 反射箱 (Reverberation Chamber)
 SAC : 電波半無響室 (Semi Anechoic Chamber)
 SAE : 自動車技術者協会 (Society of Automotive Engineers)
 SC : 小委員会 (Subcommittee)
 SFTS : 標準周波数・報時業務 (Standard Frequency and Time signal Service)
 SG : 研究委員会 (Study Group)
 SMB : 標準管理評議会 (Standardization Management Board)
 SIL : サイト挿入損失 (Site Insertion Loss)
 SRD : 短距離無線通信機器 (Short Range Devices)
 SVSWR : サイト電圧定在波比 (Site Voltage Standing Wave Ratio)
 SyC : システム委員会 (System Committee)
 TC : 専門委員会 (Technical Committee)
 TD : タイムドメイン (Time Domain)
 TF : タスクフォース (Task Force)
 TG : タスクグループ (Task Group)
 TR : 技術報告書 (Technical Report)
 TS : 標準仕様書 (Technical Specification)
 UN-R10 : 国際連合協定規則第 10 号 (United Nations Regulation No. 10)
 Use Case : 事例集
 VHF : 超短波 (Very High Frequency)

VHF-LISN : VHF 帯電源線インピーダンス安定化回路網
(Very High Frequency-Line Impedance Stabilization Network)
VLF : 超長波 (Very Low Frequency)
VNA:ベクトルネットワークアナライザー (Vector Network Analyzer)
WG : 作業班 (Working Group)
WP : 作業部会 (Working Party)
WPT : ワイヤレス電力伝送 (Wireless Power Transfer)
WPTAAD : WPT At A Distance
UN-R10 : 国連規則第 10 号 (UN Regulation No. 10)
2AM : 2 アンテナ法 (Two Antenna Method)

(別表 1)

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会 構成員 名簿

(令和 8 年 8 月 19 日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏 名		主 要 現 職
主 査 専門委員	ひらた あきまさ 平田 晃正	名古屋工業大学 先端医用物理・情報工学研究センター センター長・教授
主査代理 専門委員	いしがみ しのぶ 石上 忍	東北学院大学 工学部 電気電子工学科 教授
委 員	はせやま みき 長谷山 美紀	北海道大学 副学長／大学院情報科学研究院 教授
〃	ますだ えつこ 増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 顧問
専門委員	あきやま よしはる 秋山 佳春	NTT アドバンステクノロジー(株) アプリケーション・ビジネス本部 DX ビジネス部門 統括マネージャ
〃	いしやま かずし 石山 和志	東北大学 電気通信研究所 教授
〃	うえはら ひろし 上原 仁	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター 常務理事
〃	おおにし てるお 大西 輝夫	国立研究開発法人情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究センター 電磁環境研究室 統括研究員
〃	かわせ のぼる 河瀬 昇	富士電機株式会社インダストリー事業本部 事業統括部 グローバルビジネス戦略室 事業戦略課 主任
〃	くまだ あきこ 熊田 亜紀子	東京大学 大学院 工学系研究科 電気系工学専攻 教授
〃	こじまはら のりこ 小島原 典子	静岡社会健康医学大学院大学 疫学領域長・教授
〃	ごとう かおる 後藤 薫	国立研究開発法人情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究 センター 電磁環境研究室 室長
〃	しみず ひさえ 清水 久恵	北海道科学大学 保健医療学部 臨床工学科 教授
〃	すぎもと ちか 杉本 千佳	横浜国立大学大学院工学研究院 知的構造の創生部門 准教授
〃	そね ひであき 曾根 秀昭	東北大学 名誉教授
〃	たじま きみひろ 田島 公博	一般社団法人情報通信技術委員会 伝送網・電磁環境専門委員会 情報通信装置の EMC・ソフトウェア SWG リーダ
〃	まつなが まゆみ 松永 真由美	静岡大学 学術院工学領域 准教授
〃	やまぐち さち子 山口 さち子	国立研究開発法人情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究センター 電磁環境研究室 研究マネージャー
〃	やまざき けんいち 山崎 健一	一般財団法人電力中央研究所 グリッドイノベーション研究本部 ファシリティ技術研究部門 副部門長
〃	やました ひろはる 山下 洋治	一般財団法人電気安全環境研究所 横浜事業所 EMC 試験センター
〃	わけ か な こ 和氣 加奈子	国立研究開発法人情報通信研究機構 電磁波研究所 研究所長

(計 21 名)

(別表2)

CISPR A 作業班 構成員 名簿

(令和8年7月31日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏 名		主 要 現 職
主任	いしがみ しのぶ 石上 忍	東北学院大学 工学部電気電子工学科 教授
主任代理	たじま きみひろ 田島 公博	NTT アドバンステクノロジー(株) マテリアル&ナノテクノロジー・ビジネス本部 環境ビジネス部門 EMC センタ主席技師
構 成 員	あめみや ふじお 雨宮 不二雄	(一財)VCCI 協会 技術アドバイザー
"	あんどう ゆうじ 安藤 雄二	(一社)日本電機工業会 家電 EMC 技術専門委員会 委員
"	いとう ふみと 伊藤 史人	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部 副部長
"	いやま たかひろ 井山 隆弘	(株)NTT ドコモ 6G テック部 無線デバイス技術担当 主査
"	そね ひであき 曾根 秀昭	東北大学 データシナジー創生機構 特任教授
"	チャカタイ ジエトウアイスノブ チャカタイ ジエトウアイスノブ	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究セン ター 電磁環境研究室 主任研究員
"	とうさか としひで 登坂 俊英	(一財)電気安全環境研究所 横浜事業所 EMC 試験センター 特任グループマネージャー
"	なかじま だいすけ 中嶋 大介	(一財)日本品質保証機構 中部試験センター センター長
"	ながの よしあき 永野 好昭	(一社)電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ 主任研究員
"	なかむら てつや 中村 哲也	(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会 電磁環境専門委員会 委員
"	はとの たかゆき 鳩野 尚志	(一社)電子情報技術産業協会 マルチメディア EMC 専門委員会 委員
"	はらだ たかし 原田 高志	(一財)VCCI 協会 技術専門委員会 委員
"	はりや えいぞう 針谷 栄蔵	(一社)KEC 関西電子工業振興センター 専門委員会推進部 担当部長
"	ひらた まさゆき 平田 真幸	富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 品質保証部 国際認証センター 適合性評価担当部長
"	ふじい かつみ 藤井 勝巳	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所電磁波先進・基盤研究セン ター 電磁環境研究室 上席研究員
"	みつづか のぶゆき 三塚 展幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所電磁環境・較正事業本部電磁環境試験部 主任技師

(計 18 名)

CISPR B 作業班 構成員 名簿

(令和8年7月22日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏 名		主 要 現 職
主 任	くぼ た ふみと 久保田 文人	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 参与
主任代理	たじ ま きみひろ 田島 公博	NTT アドバンステクノロジー(株) マテリアル&ナノテクノロジー・ビジネス本部 環境ビジネス部門 EMC センタ 主席技師
"	つかはら ひとし 塚原 仁	(一財)日本品質保証機構 総合製品安全部門計画室 参与
"	みやした みちふみ 宮下 充史	(一財)電力中央研究所 グリッドイノベーション研究本部 副研究参事
構 成 員	ありた やすゆき 有田 泰之	電気興業(株) 営業統括部 高周波営業部 営業1課
"	いしぐろ しんいち 石黒 信一	(一財)電気安全環境研究所 横浜事業所 EMC センター
"	いのうえ ひろし 井上 博史	(一社)日本電機工業会 技術戦略推進部
"	いのうえ まさひろ 井上 正広	(株) 東陽 EMC エンジニアリング 委託技術顧問
"	かさい あきとし 笠井 昭俊	超音波工業会 技術委員会
"	かとう ちはや 加藤 千早	(一財)電波技術協会 技術顧問
"	かねこ やすよし 金子 裕良	(一社)日本溶接協会 電気溶接機部会アーク溶接機小委員会 委員
"	かわせ のぼる 河瀬 昇	富士電機株式会社 インダストリー事業本部 事業統括部 グローバルビジネス戦略室 適合性評価推進課 主任
"	きのした まさみち 木下 正亨	(一社)電子情報技術産業協会 ISM EMC 専門委員会
"	さきがけ てつぺい 笹川 哲平	(一社)日本工作機械工業会 技術部長
"	しょう き ひろき 庄木 裕樹	ブロードバンドワイヤレスフォーラム WPT-WG リーダ
"	たかはし こういちろう 高橋 浩一郎	日本放送協会 技術局 システムソリューションセンター 送受信ネットワークグループ チーフ・エンジニア
"	たけうち けいichi 竹内 恵一	(公財)鉄道総合技術研究所 情報通信技術研究部 通信ネットワーク 主任研究員
"	たけむら こういちろう 竹村 康一郎	(一社)送配電網協議会 NW 企画部 副部長
"	たなべ かずお 田邊 一夫	日本大学 理工学部理工学研究所 上席研究員
"	たにざわ まさひこ 谷澤 正彦	日本無線(株) 経営戦略本部 部長 技術統括担当
"	ながの よしあき 永野 好昭	(一社)電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ 主任研究員
"	なかむら かず き 中村 一城	(独)国立高等専門学校機構 東京工業高等専門学校 電子工学科 准教授
"	なかむら つとむ 中村 勉	(一社)日本ロボット工業会 安川電機 技術開発本部 信頼性技術部 規格認証課
"	にしだ ゆうじ 西田 裕二	(一社)日本医療機器産業連合会 EMC 分科会副主査
"	ひらいわ しげかず 平岩 成一	(一社)日本電機工業会 電子レンジ技術専門委員会
"	ふくだ はやと 福田 隼人	東日本旅客鉄道株式会社モビリティ本部 電気ネットワーク部通信ユニットマネージャー
"	みつづか のぶゆき 三塚 展幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所電磁環境・校正事業本部電磁環境試験部試験グループ 主任技師
"	みなまつ いく や 峯松 育弥	(一社)KEC 関西電子工業振興センター 試験事業部
"	やまなか ゆきお 山中 幸雄	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所電磁波先進・基盤研究センタ ー電磁環境研究室 特別研究員
"	よしおか やすとし 吉岡 康哉	富士電機株式会社技術開発本部 デジタルイノベーション研究所 デジ タルプラットフォームセンター システム制御研究部 主査

(計 30 名)

(別表 4)

CISPR D 作業班 構成員 名簿

(令和 8 年 7 月 31 日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏 名		主 要 現 職
主 任	つかはら ひとし 塚原 仁	(一財)日本品質保証機構 総合製品安全部門計画室 参与
主任代理	たなか ひろし 田中 広志	トヨタ自動車(株) 電子性能開発部 電子性能開発室 主任
構 成 員	いやま たかひろ 井山 隆弘	(株)NTT ドコモ 6G テック部 無線デバイス技術担当 主査
"	たかはし こういちろう 高橋 浩一郎	日本放送協会 技術局 システムソリューションセンター 送受信ネットワークグループ チーフ・エンジニア
"	たに こうじ 谷 光志	(公社)自動車技術会 規格グループ 規格課
"	ながの よしあき 永野 好昭	(一社)電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ 主任研究員
"	まえだ こうじ 前田 幸司	(一財)日本品質保証機構 総合製品安全部門計画室 参与
"	みずたに ひろゆき 水谷 博之	日野自動車(株) 電子電装開発部 電子電装実験グループ
"	みつづか のぶゆき 三塚 展幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所 電磁環境・校正事業本部電磁環境試験部 主任技師

(計 9 名)

(別表5)

CISPR F 作業班 構成員 名簿

(令和8年7月28日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏 名		主 要 現 職
主 任	やました ひろはる 山下 洋治	(一財)電気安全環境研究所 横浜事業所 EMC 試験センター
主任代理	たかおか ひろゆき 高岡 宏行	(一社)日本照明工業会
構 成 員	いのうえ まさひろ 井上 正弘	(株)東陽 EMC エンジニアリング 委託技術顧問
"	おおたけ ひろかず 大武 寛和	(一社)日本照明工業会 委員
"	こばやし りゅういち 小林 隆一	NTT アドバンステクノロジー(株) マテリアル&ナノテクノロジー・ビジネス本部 環境ビジネス部門 EMC 担当 主席技師(統括マネージャ)
"	たかはし こういちろう 高橋 浩一郎	日本放送協会 技術局 システムソリューションセンター 送受信ネットワークグループ チーフ・エンジニア
"	とくだ まさみつ 徳田 正満	東京都市大学 名誉教授
"	なかの よしたか 中野 美隆	(一社)日本電機工業会 家電部技術課
"	ながの よしあき 永野 好昭	(一社)電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ 主任研究員
"	ひらとも よしみつ 平伴 喜光	(一社)KEC 関西電子工業振興センター
"	まえかわ やすのり 前川 恭範	ダイキン工業(株) 滋賀製作所 空調生産本部 商品開発グループ
"	みつずか のぶゆき 三塚 展幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所 電磁環境・校正事業本部電磁環境試験部試験グループ 主任技師
"	やまなか ゆきお 山中 幸雄	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究センター 電磁環境研究室 特別研究員

(計 14 名)

CISPR H作業班 構成員 名簿

(令和8年7月24日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏 名		主 要 現 職
主任	ごとう かおる 後藤 薫	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究センター 電磁環境研究室 室長
主任代理	あめみや ふじお 雨宮 不二雄	(一財)VCCI 協会 技術アドバイザー
構 成 員	いのうえ ひろし 井上 博史	(一社)日本電機工業会 技術戦略推進部
"	おさべ くにひろ 長部 邦廣	(一財)VCCI 協会 技術アドバイザー
"	しまさき としき 島先 敏貴	(一財)VCCI 協会 技術副部長
"	たかはし こういちろう 高橋 浩一郎	日本放送協会 技術局 システムソリューションセンター 送受信ネットワークグループ チーフ・エンジニア
"	たかや かずひろ 高谷 和宏	NTT グリーン&フード(株) プラント部長
"	たじま きみひろ 田島 公博	NTT アドバンステクノロジー(株) マテリアル&ナノテクノロジー・ ビジネス本部 環境ビジネス部門 EMC センタ 主席技師
"	とくだ まさみつ 徳田 正満	東京都市大学 名誉教授
"	ながの よしあき 永野 好昭	(一社)電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ 主任研究員
"	ひがしやま じゅんじ 東山 潤司	(株)NTT ドコモ 6G テック部 無線デバイス技術担当 担当課長
"	まえかわ やすのり 前川 恭範	ダイキン工業(株) 滋賀製作所 空調生産本部 商品開発グループ
"	まつもと やすし 松本 泰	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究センター 電磁環境研究室 研究員
"	みつづか のぶゆき 三塚 展幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所電磁環境・較正事業本部電磁環境試験部 主任技師

(計14名)

(別表 7)

CISPR I 作業班 構成員 名簿

(令和 8 年 7 月 29 日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏 名		主 要 現 職
主 任	あきやま よしはる 秋山 佳春	NTT アドバンステクノロジー(株) アプリケーション・ビジネス本部 DX ビジネス部門 統括マネージャー
主任代理	ほり かずゆき 堀 和行	ソニーグループ(株) デジタル&テクノロジープラットフォーム 品質マネジメント部門 製品コンプライアンス部 製品コンプライアンス 課 シニア EMC/RF コンプライアンスマネージャー
構 成 員	あかざわ はやと 赤澤 逸人	パナソニック オペレーショナルエクセレンス(株) 品質・環境本部 製品法規部エキスパート
"	あめみや ふ じ お 雨宮 不二雄	(一財)VCCI 協会 技術アドバイザー
"	いとう ふみと 伊藤 史人	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部 主任研究員
"	おさべ く に ひろ 長部 邦廣	(一財)VCCI 協会 技術アドバイザー
"	かとう ちはや 加藤 千早	(一財)電波技術協会 技術顧問
"	かわわき だい き 川脇 大樹	(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会
"	こでら けい た 小寺 啓太	(一社)日本電機工業会 家電部 家電 EMC 技術専門委員会
"	しおやま まさあき 塩山 雅昭	(株)TBS ラジオ UX デザイン局担当局長兼メディアテクノロジー部長
"	そ ね ひであき 曽根 秀昭	東北大学 名誉教授
"	ち よ じ ま と し お 千代島 敏夫	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究センター 電磁環境研究室 協力研究員 / (一社)電子情報技術産業協会 マルチメディア EMC 専門委員会 客員
"	ながくら たか し 長倉 隆志	(一社)電子情報技術産業協会 マルチメディア EMC 専門委員会 委員
"	ながの よしあき 永野 好昭	(一社)電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ 主任研究員
"	なわた ひずる 縄田 日出	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 試験評価部
"	のりもと なおき 乗本 直樹	(一社)KEC 関西電子工業振興センター EMC・安全技術グループ EMC 第一チーム チームリーダー
"	ひがしやま じゅんじ 東山 潤司	(株)NTT ドコモ 6G テック部 無線デバイス技術担当 担当課長
"	ほしの たく や 星野 拓哉	(一社)情報通信ネットワーク産業協会
"	まきもと かずゆき 牧本 和之	(一財)日本品質保証機構 安全電磁センター試験部 EMC 試験課 課長
"	まつもと やすし 松本 泰	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究センター 電磁環境研究室 研究員
"	むらかみ なる み 村上 成巳	(一財)電気安全環境研究所 横浜事業所 EMC 試験センター グループマネージャー

(計 21 名)